

厚生労働省発生食 0404 第 6 号  
令和 5 年 4 月 4 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 奥田 晴宏 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信  
(公 印 省 略)

諮 問 書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生法第 18 条第 3 項の「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」に係る同条第 1 項の規格の改正について

以上

令和5年9月29日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

器具・容器包装部会長 有菌 幸司

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会報告について

令和5年4月4日付け厚生労働省発生食0404第6号をもって諮問された、食品衛生法第18条第3項の「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」に係る同条第1項の規格の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので報告する。

## 食品用器具及び容器包装の規格基準の改正について

### 1 経緯

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装（以下単に「器具・容器包装」という。）若しくはこれらの原材料についての規格又は製造方法の基準（以下「規格基準」という。）を定めることができるとされており、同条第 2 項の規定により、規格基準が定められたものについては、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。同条第 1 項の規定に基づく規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において示されている。

また、法第 18 条第 3 項において、その成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具・容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具・容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第 1 項の規格に定められていないものは、原則、器具・容器包装の原材料として使用してはならないこととされている。このポジティブリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組み）は、平成 30 年の改正食品衛生法により導入され、令和 2 年 6 月 1 日から施行されている。

ポジティブリスト制度の実施に当たって、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号）において、合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質の規格をリストとして示した一方で、施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具・容器包装と同様のものが同日から起算して 5 年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についてはポジティブリストに掲げられているものとみなすことができるとの経過措置を設けられた。

この経過措置が終了するまでの間に、既存物質（施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質）のポジティブリストについて再整理を進め、改正案について厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに令和 5 年 4 月 4 日付けで諮問され、令和 5 年 4 月 13 日に部会で審議した。

## 2 改正概要

「規格基準告示第3 器具及び容器包装」中の「A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の項及び別表第1（ポジティブリスト）について、以下の改正を行う。

(1) 既存物質として使用されてきた物質については、ポジティブリスト制度導入前からネガティブリスト制度によるリスク管理等がなされており、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することにより大きな健康被害は報告されていない。そのため、事業者からのこれまでの使用実績に関する意見を踏まえ、一定の安全性について確認・整理した上で基材、添加剤それぞれにつきリストを再整理した。

(2) 基材について、物質収載名称を原料基礎名による名称から重合体の特徴に応じてグループリングした物質名による名称に改めるとともに、材質区分（合成樹脂区分）について、性質の似ている樹脂のグループを統合し、5つとした。

また、使用可能食品区分、最高温度、特記事項欄を削除した。これらの項目については、製品において原材料が複数使用されることが多く、適切な使用方法が製品ごとに異なることから、法第52条に基づく器具または容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置として、事業者ごとに個別に管理する規定を設けることで検討している（食品衛生法施行規則第66条の5関連）。

なお、基材は分子量が1,000以上（重合体）であり、食品へ移行する可能性が低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる。

(3) 添加剤については、物性、使用実態等から以下の2グループに分けられる。グループ1については、これまでの使用実績が十分あること、欧米でのリスク評価があること、物質が重合体であること等に基づき、グループ2については、遺伝毒性について、個別試験データ、文献情報、化学構造や物性等を踏まえた定量的構造活性相関((Q) SAR)等に基づき、一定の安全性を確認した。

### 〈グループ1〉

- ・ 飲食物の主な成分として摂取されている物質（器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 日本で食品添加物として使用が認可されている物質（食品添加物としてのリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 欧米で食品添加物として使用が認可されている物質（欧米で食品添加物としてのリスク評価が行われリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い）
- ・ 欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質（欧米でリスク評価済みであり、国内での使用実態は欧米と大きく変わるものではない）

- ・添加剤において分子量 1,000 以上の物質（食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる）

〈グループ2〉

- ・グループ1に該当しない物質で、国内における使用実績がある物質

### 3 食品安全委員会における評価結果について

厚生労働省は、令和5年4月13日、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に対して、規格基準告示の改正について意見を求めた。

なお、食品安全委員会から、令和5年6月7日府食第372号により以下の評価結果が通知されている。

#### ○ 【食品健康影響評価の結果の通知について（抜粋）】

以下の1から3までに掲げる事項を踏まえると、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 本改正は、食品用の器具又は容器包装（以下「器具・容器包装」という。）の合成樹脂の原材料であってこれに含まれる物質のうち現行の規格の施行日（令和2年6月1日）よりも前に国内で使用されている物質（以下「既存物質」という。）について、記載名称の変更及び材質区分の統合等の記載内容の見直しを行うものである。また、既存物質については、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害の報告はないとされている。
2. 改正後の規格に記載される物質については、以下の通りと考えられること。
  - （1）基材及び以下のいずれかの条件に該当する添加剤として使用される物質については、これまでの国内での使用実績から直ちに人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
    - ・飲食物の主な成分として摂取されている物質
    - ・日本で食品添加物として使用が認可されている物質
    - ・欧米で食品添加物として使用が認可されている物質
    - ・欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質
    - ・分子量1,000以上の物質（重合体）

(2) 添加剤のうち、上記(1)の条件に該当しない物質については、1. に該当する物質であり、厚生労働省が実施した当該添加剤の遺伝毒性の判断の考え方とその結果について明らかな懸念はなかったと考えられる。また、厚生労働省が作成したリスクアセスメントポリシー(リスク評価方針)に基づき、本改正後に個別物質の評価依頼が行われることとされている。

3. 現行の基材の規格から削除される使用可能食品区分、最高温度、特記事項については、食品衛生法第52条に基づく器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に基づく管理を実施することとされている。

#### **4 審議の結果**

別紙の規格基準告示の改正案について了承した。

#### **5 まとめ**

法第18条第3項の「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」に係る同条第1項の規格について、別紙のとおり改正することが適当である。

### これまでの経緯

- 令和3年12月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会  
令和4年3月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会  
令和4年4月26日 厚生労働省ホームページにおける意見募集（任意）  
（～令和4年7月15日）  
令和5年4月4日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
令和5年4月13日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会  
厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価  
を依頼  
令和5年4月18日 第896回食品安全委員会（要請事項説明）  
令和5年6月6日 第901回食品安全委員会（要請事項説明）  
令和5年6月7日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて食品健康影響評価に  
ついて通知  
令和5年6月14日 第256回食品輸入円滑化推進会議（在京大使館へ説明）  
令和5年6月22日 WTO 通報  
令和5年8月4日 厚生労働省における国民からの意見募集  
（～令和5年9月3日）

### ● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

#### 【委員】

《令和3年1月25日～令和5年1月25日》

- |        |   |
|--------|---|
| 阿部 裕   | 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室主任研究官                        |
| ○有菌 幸司 | 熊本大学薬学教育部特任教授                                     |
| 浦郷 由季  | 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長                              |
| 大野 浩之  | 名古屋市衛生研究所生活環境部長                                   |
| 尾崎 麻子  | 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所衛生化学部食品化学2<br>課主幹研究員           |
| 魏 民    | 大阪市立大学大学院医学研究科環境リスク評価学准教授                         |
| 国岡 正雄  | 国立研究開発法人産業技術総合研究所イノベーション推進本部標<br>準化推進センター標準化オフィサー |
| 広瀬 明彦  | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性                      |

予測評価部 部長

宮島 敦子 国立医薬品食品衛生研究所医療機器部第二室長  
六鹿 元雄 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長  
山崎 浩史 昭和薬科大学薬物動態学研究室教授  
山田 雅巳 防衛大学校応用科学群応用化学科教授

(○：部会長)

《令和5年1月26日～》

阿部 裕 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長  
○有菌 幸司 熊本大学薬学教育部特任教授  
浦郷 由季 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長  
大野 浩之 名古屋市衛生研究所生活環境部長  
尾崎 麻子 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所衛生化学部主幹研究員  
河上 強志 国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第四室長  
魏 民 大阪公立大学大学院医学研究科環境リスク評価学准教授  
国岡 正雄 元国立研究開発法人産業技術総合研究所イノベーション推進本部  
標準化推進センター標準化オフィサー  
広瀬 明彦 一般財団法人化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所 技術  
顧問  
宮島 敦子 国立医薬品食品衛生研究所医療機器部第二室長  
山崎 浩史 昭和薬科大学薬物動態学研究室教授  
山田 雅巳 防衛省防衛大学校応用化学科教授  
(○：部会長)

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正（案）

第3 器具及び容器包装

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

1～7 (略)

8 食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。なお、別表第1に掲げる原材料であつて、これに含まれる物質は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 別表第1第1表~~(1)、(2)及び(3)の表~~の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質の含有量等は、制限がないものとする。~~ただし、器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の食品区分欄に使用が可能な食品として定められていない食品に使用される場合（同表(1)若しくは(2)の表に掲げる物質が食品に接触する部分に使用されない場合を除く。）又は器具若しくは容器包装が同表(1)若しくは(2)の表の最高温度欄に掲げる許容される最高温度を超えて使用される場合においては、同表(1)若しくは(2)の物質名欄に掲げる物質は同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、当該器具若しくは容器包装の原材料として使用されてはならない。~~

~~(2) 基ポリマ（材質の基本をなすものをいう。）は、別表第1第1表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質により構成されなければならない。ただし、同表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質を98%を超えて含み、それ以外の部分は同表(3)の表に掲げる物質で構成される場合は、この限りでない。~~

~~(3) 別表第1第1表(2)の表の物質名欄に掲げる物質は、塗膜として使用されるものでなければならない。~~

(2)(4) 別表第1第2表の表の物質名欄に掲げる物質は、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、別表第1第1表~~(1)又は(2)の表~~の物質名欄に掲げる物質に対して、同表中の材質合成樹脂区分欄に定められた材質合成樹脂区分に該当する別表第1第2表の表の材質区分別使用制限欄に掲げる量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。

## 別表第1

## 第1表 (基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1 又は 3
ウレタン結合を主とする重合体	1 又は 3
エステル結合を主とする重合体	1 又は 3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2 又は 3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体 (アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4 又は 5
備考	
<p>a 材質区分欄は、次に定めるとおりとする。</p> <p>① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>② 「1又は3」は、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分3であることを示す。</p> <p>③ 「2」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>④ 「2又は3」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が10%以上のものは区分3、それ以外のものは区分2であることを示す。</p> <p>⑤ 「3」は、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>⑥ 「4」は、塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体であることを示す。</p> <p>⑦ 「4又は5」は、被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体であることを示し、重合体を構成する成分に対して、塩化ビニリデン及び塩化ビニルの合計が50%以上含むものは区分4、それ以外のものは区分5であることを示す。</p>	

第2表 (添加剤)

通し番号	物質名	材質区分別使用制限 (%)					特記事項	
		材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5 (耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。)		材質区分5 (耐熱温度が150℃未満の重合体に限る。)
1	アクリル酸イソブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
2	アクリル酸2-エチルヘキシル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
3	アクリル酸及びエチレンを主な構成成分とする重合体	—	—	1.6	—	1.6	1.6	分子量1000未満のものに限る。
4	アクリル酸及びトリプロピレングリコールのジエステル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
5	アクリル酸及びプロポキシ処理されたグリセロールのエステル	0.004	0.002	0.002	—	0.004	0.002	・プロピレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
6	アクリル酸及びプロポキシ処理されたネオペンチルグリコールのジエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	・プロピレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
7	アクリル酸2-[1-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ペンチルフェニル)エチル]-4,6-ジ-tert-ペンチルフェニル	1.0	1.5	1.0	0.20	1.5	1.5	
8	アクリル酸ブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
9	アクリル酸2-tert-ブチル-6-(2-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルベンジル)-4-メチルフェニル	0.50	8.0	0.50	0.50	8.0	8.0	
10	trans-アロニト酸	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
11	アジピン酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
12(1)	アジピン酸、アルキルアルコール及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—	・アルキルアルコールは炭素数が9以下のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸二価アルコールは炭素数が2から4まで、6のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号12(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号12(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000未満のものに限る。
12(2)	アジピン酸及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—	・脂肪酸二価アルコールは炭素数が2から4まで、6のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号12(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号12(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000未満のものに限る。
13	アジピン酸、アルキルアルコール、エチレングリコール及び無水フタル酸を主な構成成分とする重合体	40	—	—	30	40	—	・アルキルアルコールは炭素数が8及び10のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・アルキルアルコールは直鎖でないものに限る。 ・分子量1000未満のものに限る。
14	アジピン酸及びペンタエリスリトールのエステル	0.50	0.50	0.50	2.0	0.50	0.50	ペンタエリスリトールは二量体を含む。
15	アジピン酸ジアルキル	50	50	50	40	50	50	・各アルキルの炭素数が4から28までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
16	アジピン酸ジメチル	*	—	*	—	*	*	
17	アジピン酸、トリメチロールプロパン及びモンタンワックス脂肪酸のエステル	1.0	—	—	—	1.0	—	分子量1000未満のものに限る。
18	アジピン酸ビス[2-(2-ブトキシエトキシ)エチル]	1.0	—	1.0	—	1.0	1.0	
19	アジピン酸、2-(2-メトキシエトキシ)エタノール及び2-(2-メトキシエトキシ)ベンジルアルコールのエステル	—	—	13	—	13	13	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
20	N-アシル-サルコシン	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	・アシルは炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ナトリウム塩を含む。
21	アセチルアセトン	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、カルシウム及び鉄の塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
22	1-(12-アセチルオキシステアリン酸)-2,3-ジ酢酸グリセリル	3.0	3.0	3.0	30	3.0	3.0	
23	アセチルクエン酸トリエチル	*	*	*	*	*	*	
24	アセチルクエン酸トリブチル	*	*	*	*	*	*	
25	アセチル酢酸	—	—	—	0.10	—	—	
26	アセチルリシノール酸ブチル	—	—	—	30	—	—	
27	アセチルリシノール酸メチル	—	8.0	8.0	30	8.0	8.0	材質区分4に使用する場合を除き、厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。 ・カルシウム塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
28	アセト酢酸エチル	*	—	—	*	*	—	
29	アセト酢酸オレイルジイソプロポキシアルミニウム	3.0	—	—	—	3.0	—	
30	アゼライン酸ジヘキシル	—	0.50	0.50	24	0.50	0.50	
31	アゼライン酸ビス(2-エチルヘキシル)	*	*	*	*	*	*	
32	アゾカルボンアミド	*	*	*	*	*	*	
33	2-アミノ安息香酸アミド	—	—	0.050	—	0.050	0.050	

34	2-アミノ-2-イミダゾリンの塩酸塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
35	N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びトール脂肪酸の反応生成物	3.0	1.0	3.0	—	3.0	3.0	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の分子量1000以上の重合体又はその構成成分として使用する場合を除く。
36	3-アミノクロトン酸及びジプロピレングリコールのエステル	—	—	—	3.0	—	—	
37	3-アミノクロトン酸及び2,2'-チオジエタノールのエステル	—	—	—	*	—	—	
38	3-アミノクロトン酸及びブタンジオールのエステル	—	—	—	3.0	—	—	・ブタンジオールは1,3-ブタンジオール及び1,4-ブタンジオールに限る。 ・モノ及びジエステル並びにそれらの混合物に限る。
39	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	20	20	20	20	20	20	
40	3-アミノプロピルトリメトキシシラン	20	20	20	10	20	20	
41	N-(3-アミノプロピル)-1,3-プロパンジアミン及びトール脂肪酸の反応生成物	0.90	0.90	0.90	—	0.90	0.90	
42	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	—	—	6.0	—	6.0	6.0	
43	4-tert-アミルフェノール	—	0.005	—	—	0.005	0.005	
44	4-tert-アミルフェノール、垂リン酸及び2,4-ジ-tert-アミルフェノールのトリエステル	0.060	1.0	0.20	1.0	1.0	1.0	
45	β-アラニン	—	—	*	—	*	*	
46	垂リン酸及びノニルフェノールのエステル	1.2	1.2	1.0	5.0	1.2	1.2	・ノニルフェノールはジノニルフェノールを含む。 ・モノ、ジ及びトリエステル並びにそれらの混合物を含む。
47	垂リン酸ジアルキルフェニル	—	—	2.0	—	2.0	2.0	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
48	垂リン酸ジフェニル	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
49	垂リン酸トリアルキル	—	—	0.20	—	0.20	0.20	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
50	垂リン酸トリス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)	*	*	*	*	*	*	
51	垂リン酸トリフェニル	5.0	0.20	0.50	0.010	5.0	0.50	
52	垂リン酸トリラウリル	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
53	垂リン酸ビス(2,4-ジ-tert-ブチル-6-メチルフェニル)エチル	2.0	0.30	1.0	—	2.0	1.0	
54	垂リン酸2-tert-ブチル-4-[1-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチルフェニル)-1-メチルエチル]フェニルビス(4-ノニルフェニル)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	・材質区分4に使用する場合を除き、70℃を超える温度で食品に接触する部分には使用してはならない。 ・酒類に接触する部分には使用してはならない。
55	アルキルアルコール、垂リン酸及びビスフェノールAのエステル	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	アルキルアルコールは炭素数が12から15までのもの及びそれらの混合物に限る。
56	アルキルアルコール及び3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(tert-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸のエステル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	アルキルアルコールは炭素数が7から9までのもの及びそれらの混合物に限る。
57	N-アルキル-N'- (カルボキシメチル)-N, N'-トリメチレンジグリシン	1.4	—	—	—	1.4	—	アルキルの炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
58	アルキルスルホン酸	50	50	50	3.0	50	50	・アンモニウム、カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩並びに塩化物を含む。 ・炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
59	アルキルスルホン酸フェニル	—	—	—	46	—	—	アルキルの炭素数が10から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
60	アルキルチオール	3.0	1.2	1.2	1.2	3.0	1.2	・炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
61	N-アルキル-3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピオン酸アミド	—	0.50	—	—	0.50	0.50	・アルキルの炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルキルは直鎖のものに限る。
62	アルキルフェノール	5.0	5.0	5.0	2.0	5.0	5.0	・アルキルの炭素数が4から9までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルキルは直鎖のものに限る。
63	アルキルベンゼンスルホン酸	*	*	*	*	*	*	・アルキルの炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
64	アルキルベンゼンスルホン酸の亜鉛塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	アルキルの炭素数が9から20までのもの及びそれらの混合物に限る。
65	2-アルケニルコハク酸及びエトキシ化処理されたアルキルアルコールのエステル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	・アルキルアルコールは炭素数が12、20から34までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・アルケニルの炭素数が14から16までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。

66	アルケン、2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ビペリジンアミン及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	-	0.50	3.0	-	3.0	3.0	・アルケンは炭素数が20から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
67	安息香酸	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
68	安息香酸、2-エチルヘキサノ酸及びトリメチロールプロパンのトリエステル	-	-	-	32	-	-	
69(1)	安息香酸、2-エチルヘキサノ酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(2)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(2)	安息香酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(1)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(3)	2-エチルヘキサノ酸及びネオペンチルグリコールのジエステル	-	-	-	32	-	-	通し番号69(1)又は69(2)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(3)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
70	安息香酸及びジエチレングリコールのジエステル	10	2.0	20	-	20	20	
71	安息香酸及びジプロピレングリコールのジエステル	30	30	30	-	30	30	
72	安息香酸及びショ糖のエステル	-	-	-	3.0	-	-	
73	安息香酸及びトリエチレングリコールのジエステル	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
74	安息香酸及びジプロピレングリコールのジエステル	*	*	*	-	*	*	
75	安息香酸の亜鉛塩	-	-	-	*	-	-	
76	安息香酸のリチウム塩	-	*	-	-	*	*	
77	アントラキノン	0.050	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
78	イソシアヌル酸トリアリル	6.5	1.0	1.0	-	6.5	1.0	材質区分2及び3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
79	イソシアヌル酸トリス(2-ヒドロキシエチル)	-	-	-	2.0	-	-	
80	イソシアヌル酸1, 3, 5-トリス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル)	1.0	0.50	0.50	-	1.0	0.50	
81	イソシアヌル酸1, 3, 5-トリス(3-ヒドロキシ-4-tert-ブチル-2, 6-ジメチルベンジル)	0.10	0.10	0.10	0.050	0.10	0.10	
82	イソソルビド	-	-	5.0	-	5.0	5.0	
83	イソブチル酸及び2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールのエステル	20	10	20	15	20	20	
84	イソブテン、ジシクロペンタジエン及び4-メチルフェノールを主な構成成分とする重合体	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。
85	イソプロピル処理されたフェノール及びリン酸のエステル	-	-	23	-	23	23	
86	イソプロピル処理されたメチルフェノール	1.6	-	-	-	1.6	-	
87	イソホロンジアミン	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
88	イソホロンジイソシアネート及びシクロヘキシルイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
89	2-イミダゾリジノン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
90	エタノール	*	*	*	*	*	*	
91	エタノールアミン	*	*	*	*	*	*	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
92	1, 2-エタンジオン	-	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
93	2, 2'-エチリデンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.10	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
94	N-エチル-2-アミノエタノール	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
95	N-(2-エチルフェニル)-N'-(2-エトキシフェニル)-シウ酸ジアミド	2.0	-	0.50	1.0	2.0	0.50	
96	2-エチルヘキサノ酸及びトリエチレングリコールのジエステル	50	-	50	-	50	50	
97	2-エチルヘキサノ酸のコバルト塩	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	
98	2-エチルヘキサノ酸の1, 8-ジアザビシクロ[5. 4. 0]-7-ウンデセン塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
99	2-エチルヘキサノ酸のジルコニウム塩	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	
100	2-エチルヘキサノ酸のスズ塩	5.0	0.10	0.10	0.10	5.0	0.10	
101	2-エチルヘキサノ酸のセリウム塩	5.0	-	-	-	5.0	-	
102	2-エチルヘキサノ酸のビスマス塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	
103	2-エチルヘキサノ酸のマンガン塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
104	エチルメチルケトンオキシム	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	
105	N-エチル-メチルベンゼンスルホン酸アミド	40	40	40	-	40	40	
106	エチレングリコール	2.0	2.0	25	0.50	25	25	

107(1)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質、4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート並びにアルキルアルコール又は1-ジエチルアミノ-2-プロパノールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルアルコールは炭素数が12から14までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。</li> <li>・通し番号107(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
107(2)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質並びに4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。</li> <li>・通し番号107(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
108(1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体並びに第1表に該当する重合体のブロック共重合体又はグラフト共重合体	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%未満であること。</li> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・第1表に該当する重合体は分子量1000以上のものに限る。</li> <li>・第1表に該当する重合体は被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体を除く。</li> <li>・通し番号412に該当するものを除く。</li> </ul>
108(2)	第1表に該当する重合体	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・通し番号412に該当するものを除く。</li> <li>・被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体を除く。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
109(1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質、 $\alpha$ , $\alpha'$ , $\alpha''$ -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネート並びにラウリルアルコールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・通し番号109(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号109(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
109(2)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに $\alpha$ , $\alpha'$ , $\alpha''$ -テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>・常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>・通し番号109(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号109(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
110	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに2, 2', 2'', 2'''- {スルホニルビス [4, 1-フェニレン-2, 1-ジアゼンジイル (3-メチル-4, 1-フェニレン) ニトリロ]} テトラエタノールを主な構成成分とする重合体	-	0.30	-	-	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
111	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに5-(2-(4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルフェニル)ジアゼニル)-3-メチル-2, 4-チオフェンジカルボニトリルを主な構成成分とする重合体	-	0.10	-	-	0.10	0.10	分子量1000以上のものに限る。

112	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の物質並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1.7	1.0	1.7	—	1.7	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド又はプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>常温常圧で固形状でないものに限る。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
113	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の物質並びに2, 2'-（[3-メチル-4-[2-(4-メチル-2-ベンゾチアゾリル)ジアゼニル]フェニル]イミノ)ジエタノールを主な構成成分とする重合体	—	0.30	—	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
114	エチレングリコール及びプロピレングリコールを構成成分とする重合体	*	*	*	*	*	*	
115	エチレングリコール及びプロモ酢酸のジエステル	—	0.001	0.002	—	0.002	0.002	
116	エチレングリコール、1, 3-キレンジジアミン及びトリエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	6.0	6.0	6.0	—	6.0	6.0	分子量1000未満のものに限る。
117	エチレングリコール、スチレン及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	1.8	1.8	1.8	—	1.8	1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
118	エチレングリコール単重合体	*	*	*	*	*	*	ジエチレングリコール及びトリエチレングリコールを除く。
119	エチレングリコール、トール油脂脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	10	1.0	1.6	1.0	10	1.6	分子量1000未満のものに限る。
120	エチレングリコール、二量化処理された不飽和脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	2.2	2.2	2.2	—	2.2	2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>不飽和脂肪酸は炭素数が18のものに限る。</li> <li>分子量1000未満のものに限る。</li> </ul>
121	エチレングリコール、1, 3-ブタンジオール及びグリセロールのうち又は複数の物質並びにモンタンワックス脂肪酸のエステル	11	10	11	5.0	11	11	
122(1)	エチレンジアミン及び12-ヒドロキステアリン酸のジアミド	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	通し番号122(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号122(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
122(2)	エチレンジアミン、脂肪酸及び12-ヒドロキステアリン酸のジアミド	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>脂肪酸は炭素数が8及び10のもの並びにそれらの混合物に限る。</li> <li>脂肪酸は直鎖のものに限る。</li> <li>通し番号122(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号122(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。</li> </ul>
123	エチレンジアミン、オレイルアミン及びトリエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	0.45	—	0.45	—	0.45	0.45	分子量1000未満のものに限る。
124	エチレンジアミン四酢酸	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルシウム及びナトリウムの塩を含む。</li> <li>通し番号412に該当するものを除く。</li> </ul>
125	N, N'-エチレンビス（脂肪酸アミド）	50	3.0	50	5.0	50	50	各脂肪酸の炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
126	N, N'-エチレンビス（12-ヒドロキステアリン酸アミド）	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
127	エトキシ化及び二量化処理された不飽和脂肪酸	0.60	—	0.60	—	0.60	0.60	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>脂肪酸は炭素数が18のものに限る。</li> </ul>
128	エトキシ化及びプロポキシ化処理のうち又は複数の処理がされたビス（トリメチルシロキシ）メチル（3-ヒドロキシプロピル）シラン	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。</li> <li>末端メチル化処理されたものを含む。</li> </ul>
129	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸2-エチルヘキシル、ジエチレントリアミン、パレラクトン、2-フェノキシエタノール並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	2.0	4.0	—	4.0	4.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
130	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸ブチル、メタクリル酸並びにメタクリル酸3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチルを主な構成成分とする重合体	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
131	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされた1-アジリジンプロピオン酸2-エチルヘキシル、エチレンジアミン並びにリン酸を主な構成成分とする重合体	10	12	10	5.0	12	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>

132	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノール、2、2'-アゾビス(2-メチルプロピオニトリル)、2、4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン、スチレン並びに無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	1.0	-	-	-	1.0	-	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
133	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-アミノプロパノール、スチレン並びに無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
134	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール	2.5	1.5	1.5	0.90	2.5	1.5	分子量1000以上のものに限る。
135	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール並びにカプロラク톤を主な構成成分とする重合体	0.60	0.12	0.12	0.12	0.60	0.12	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
136	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコール並びに酢酸のエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
137	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコールのブチルエーテル	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
138	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアリルアルコールのメチルエーテル	3.0	3.0	3.0	0.40	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
139	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたアルキルアルコール並びにオレイン酸のエステル	0.070	0.070	0.45	0.070	0.45	0.45	・アルキルアルコールは炭素数が14、15のもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
140	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN-イソプロピルマレイミド、N-[3-(ジメチルアミノ-N'-オキシド)プロピル]マレイミド、スチレン及びマレイン酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・マレイン酸はアンモニウム塩を含む。
141	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたエチレンジアミン	10	10	10	5.0	10	10	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
142	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたエピクロヒドリン、ジブチルアミン並びにビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
143	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたグリセロール	5.0	5.0	15	1.0	15	15	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
144	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた $\alpha$ -シアノ-4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルケイ皮酸エチル	-	0.30	-	-	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
145	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2-(ジエチルアミノ)エタノール	4.0	4.0	4.0	2.0	4.0	4.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
146	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた脂肪酸	*	*	*	*	*	*	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
147	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN、N-ジメチル-1，3-プロパンジアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体	0.90	0.30	2.0	-	2.0	2.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体(エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。

148	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたN-ステア リル-カルバミン酸並びにペンタエリスリトールを主な構成成分とする重合体	5.0	-	-	-	5.0	-	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
149	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたソルビタン 並びに脂肪酸のエステル	50	50	10	10	50	50	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計2以上のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
150	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたソルビトール	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
151	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされた2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に接触する部分に使用できない。
152	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトリメチ ロールプロパン	5.0	5.0	5.0	1.6	5.0	5.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
153	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトリメチ ロールプロパン並びにステアリン酸のエステル	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
154	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたトール油脂 脂肪酸	0.40	0.40	0.40	0.10	0.40	0.40	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
155	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたヒマシ油脂 脂肪酸	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計2以上のものに限る。
156	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたブタノール	10	10	10	3.0	10	10	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
157	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたブタノール 並びに脂肪酸のエステル	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	5.0	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
158	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたメタノール	3.5	0.40	0.40	1.4	3.5	0.40	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に接触しない部分に限り、材質区分1及び3の材質区分別使用制限は5%とする。
159	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたヤシ油脂 脂肪酸	5.0	3.0	3.0	4.0	5.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
160	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたリン酸	2.1	2.1	2.1	-	2.1	2.1	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
161	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びに水素化処理さ れたヒマシ油	*	*	*	*	*	*	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計3以上のものに限る。
162(1)	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びにステレン修飾 処理されたフェノール	20	20	20	20	20	20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
162(2)	エトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理並びにステレン修飾 処理されたメチルフェノール	20	20	20	20	20	20	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
163	エトキシル化及びプロポキシル化のうち若しくは複数の処理がされた脂肪酸 第一級アルコール又は脂肪酸第二級アルコール	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸第一級アルコール及び脂肪酸第二級アルコールは炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・末端メチル化処理されたものを含む。
164	エトキシル化及びマレイン酸修飾処理されたオレイン酸	0.90	0.90	0.90	-	0.90	0.90	

165	エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びコハク酸のエステル	5.0	5.0	5.0	0.030	5.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルキルアルコールは炭素数が13から15までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> </ul>
166	エトキシ化処理されたグリセロール及び脂肪酸のエステル	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>グリセロールはジグリセロールを含む。</li> <li>脂肪酸は炭素数が12から18までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> </ul>
167	エトキシ化処理されたラウリルアルコール及びグリコール酸のエーテル	6.0	6.0	6.0	—	6.0	6.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
168	エトキシ化処理されたアクリル酸2-エチルヘキシル、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	2.0	—	—	—	2.0	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
169	エトキシ化処理されたアクリル酸及びアクリル酸アルキルを主な構成成分とする重合体	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルキルの炭素数が4及び8のもの並びにそれらの混合物に限る。</li> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
170	エトキシ化処理されたアクリル酸ブチル、飽和脂肪酸のビニルエステル及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>脂肪酸部分の炭素数が10のもの及び直鎖でないものに限る。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
171	エトキシ化処理されたアジリジン、ブタノール及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	10	10	10	2.0	10	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
172	エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びスルホコハク酸のエステルのナトリウム塩	0.40	0.40	5.0	0.20	5.0	5.0	アルキルアルコールは炭素数が8から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
173	エトキシ化処理されたアルキルチオール	—	—	0.20	—	0.20	0.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>炭素数が12のもの及び直鎖でないものに限る。</li> </ul>
174	エトキシ化処理されたアルキルフェノール	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルキルの炭素数が7以上のもの及びその混合物に限る。</li> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> </ul>
175	エトキシ化処理されたアルキルフェノール並びに硫酸のエステルのナトリウム及びアンモニウムのうち一又は複数の塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルキルフェノールは炭素数が7以上のもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> </ul>
176	エトキシ化処理された安息香酸	1.6	—	4.8	—	4.8	4.8	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
177	エトキシ化処理されたカプロラクトン及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	4.3	1.3	1.3	0.13	4.3	1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。</li> <li>分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
178	エトキシ化処理された牛脂	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
179	エトキシ化処理された牛脂アルキルアルコール及び硫酸のエステルのナトリウム塩	—	—	—	1.0	—	—	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
180	エトキシ化処理された牛脂アルコール	5.0	—	5.0	—	5.0	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
181	エトキシ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシフェニル)アクリル酸ブチル	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
182	エトキシ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシ-3-メトキシフェニル)アクリル酸ブチル	—	—	0.40	—	0.40	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
183	エトキシ化処理されたジアルキルフェノール	—	3.0	3.0	—	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>各アルキルの炭素数が9のものに限る。</li> </ul>
184	エトキシ化処理されたジアルキルフェノール及び硫酸のエステルのアンモニウム塩	—	3.0	3.0	—	3.0	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>各アルキルの炭素数が9のものに限る。</li> </ul>
185	エトキシ化処理された脂肪酸アミド	0.40	—	0.40	—	0.40	0.40	<ul style="list-style-type: none"> <li>エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> <li>脂肪酸は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> </ul>
186	エトキシ化処理された脂肪族アミン	4.0	4.0	50	0.20	50	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩酸塩を含む。</li> <li>脂肪族の炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> </ul>

187	エトキシ化処理された脂肪族アミン及び飽和脂肪酸のエステル	-	2.0	-	-	2.0	2.0	・エチレンオキシドの付加数が2及び3のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が12、16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。 ・脂肪族アミンは炭素数が18のものに限る。
188	エトキシ化処理された脂肪族アルコール	1.5	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・脂肪族の炭素数が23以上のもの及びそれらの混合物に限る。
189	エトキシ化処理されたステアリルイソシアネート	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
190	エトキシ化処理されたスルホホハク酸及びスチレン修飾処理されたフェノールのエーテルのナトリウム塩	0.40	0.40	0.40	-	0.40	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
191	エトキシ化処理されたソルビトール及びオレイン酸のエステル	-	*	*	-	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
192	エトキシ化処理された2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	10	10	10	10	10	10	
193	エトキシ化処理された2, 5, 8, 11-テトラメチル-6-ドデシン-5, 8-ジオール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
194	エトキシ化処理された動植物性油脂由来の脂肪族アミン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
195	エトキシ化処理された2, 4, 6-トリス(sec-ブチル)フェノール及び硫酸のエステルのナトリウム塩	-	0.30	0.30	-	0.30	0.30	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
196	エトキシ化処理されたトリデシルフェノール及びリン酸のエステル	1.6	-	-	-	1.6	-	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
197	エトキシ化処理された2, 4-トルエンジイソシアネート、1, 6-ヘキサジエーテルのジグリシジルエーテル及びベンジルアミンを主な構成成分とする重合体	21	21	21	21	21	21	・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
198	エトキシ化処理されたノニルフェノール及びリン酸のエステル	1.6	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
199	エトキシ化処理された4-ノニル-2-(1-プロペニル)フェノール及び硫酸のエステルのアンモニウム塩	-	-	1.0	-	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
200	エトキシ化処理された12-ヒドロキステアリン酸	-	*	-	*	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
201	エトキシ化処理されたヒマシ油	1.0	1.0	1.0	0.10	1.0	1.0	
202	エトキシ化処理されたフェノール及びリン酸のエステル	0.93	0.93	2.2	0.93	2.2	2.2	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
203	エトキシ化処理されたブタノール及びリン酸のエステルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
204	エトキシ化処理された3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(tert-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸	5.0	5.0	12	5.0	12	12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
205	エトキシ化処理された飽和脂肪酸及び水素化処理されたヒマシ油を主な構成成分とする重合体	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	・エチレングリコールの重合体（エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・脂肪酸は炭素数が18のもの及び直鎖でないものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。
206	エトキシ化処理された飽和脂肪族二価アルコールのアリルエーテル及び硫酸のエステル	0.50	-	5.0	-	5.0	5.0	・アンモニウム塩を含む。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・脂肪族二価アルコールは炭素数が10から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
207	エトキシ化処理されたメタノール及びペルフルオロアルケニルアルコールのエーテル	-	-	0.10	-	0.10	0.10	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・ペルフルオロアルケニルアルコールは炭素数が9のものに限る。
208	エトキシ化処理されたメタノール、トリエチレングリコールのブチルエーテル及びN, N'-{1, 3-フェニレンビス[メチレンイミノカルボニルイミノ(メチル-3, 1-フェニレン)]}ジカルバミン酸のエステル	5.5	5.5	5.5	0.60	5.5	5.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
209	エトキシ化処理されたモンタンワックス脂肪酸	5.0	1.0	1.0	1.0	5.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
210	エトキシ化処理されたヤシ油アルキルアミン及びオクタン酸のエステル	-	1.0	0.50	0.50	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
211	エトキシ化処理されたラウリルアルコール及びマレイン酸のエステル	1.5	1.5	1.5	-	1.5	1.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
212	エトキシ化処理されたリシノール酸	0.20	0.20	0.70	5.0	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。

213	エトキシ化、1, 2-エポキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされた脂肪酸アルコール並びに硫酸のエステルのアンモニウム、カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩	6.0	50	50	6.0	50	50	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一若しくは複数、又は1, 2-エポキシオキシドの付加数が合計2以上のものに限る。 ・脂肪酸アルコールは炭素数が4から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
214	エトキシ化又はプロポキシ化処理されたフェノール	2.0	2.0	5.0	0.050	5.0	5.0	
215	エピクロヒドリン、オクタノール及び2-メルカプトエタノールの反応生成物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
216	エピクロヒドリン、ジエタノールアミン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	2.5	—	—	—	2.5	—	分子量1000以上のものに限る。
217	エピクロヒドリン、ステアリン酸、トール油脂肪酸及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	2.5	—	—	—	2.5	—	分子量1000以上のものに限る。
218	エポキシ化処理されたアマニ油	30	30	30	30	30	30	
219	エポキシ化処理されたアマニ油脂肪酸のブチルエステル	—	0.10	0.10	30	0.10	0.10	
220	エポキシ化処理されたサフラワー油	—	0.10	0.10	30	0.10	0.10	
221	エポキシ化処理された大豆油	*	*	*	*	*	*	
222	エポキシ化処理された1, 3-ブタジエンを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	分子量1000以上のものに限る。
223	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボン酸ジアルキル	—	—	—	34	—	—	各アルキルの炭素数が8のものに限る。
224	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボン酸ビス(9, 10-エポキシステアリル)	—	—	—	34	—	—	
225	エポキシステアリン酸アルキル	2.0	2.0	2.0	30	2.0	2.0	アルキルの炭素数が8のものに限る。
226	エポキシステアリン酸の亜鉛、アンモニウム及びカルシウムのうち又は複数の塩	1.6	0.60	—	6.0	1.6	0.60	
227	エリソルビン酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
228	塩化コリン	*	—	*	—	*	*	
229	塩化ベンゾイル	5.0	0.20	5.0	5.0	5.0	5.0	
230	塩素化処理された飽和炭化水素	10	50	50	50	50	50	・炭素数が10以上のもの及びそれらの混合物に限る。ただし、炭素数が10から13までのもの及びそれらの混合物であって、塩素が重合体全体の48%を超えるものを除く。 ・分子量1000以上の場合は、常温常圧で固形状でないものに限る。
231	4, 4'-オキシビス(ベンゼンスルホニルヒドrazil)	—	0.002	0.50	0.50	0.50	0.50	
232	2-オキソ-2-エトキシエチルホスホン酸ジエチル	0.14	—	0.070	—	0.14	0.070	
233	オクタン酸のコバルト塩	*	—	*	—	*	*	
234	オクタン酸のジルコニウム塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
235	オクタン酸2-メルカプトエチル、ジクロロジメチルスズ、デカン酸2-メルカプトエチル、トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステル、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウムの反応生成物	—	—	—	2.0	—	—	
236	オクタン、セバシン酸ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)及びtert-ブチルヒドロペルオキシドの反応生成物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
237	N-オクチル-イソチアゾロン	0.085	0.085	0.15	0.085	0.15	0.15	
238	N-オクチル-4, 5-ジクロロイソチアゾロン	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
239	オクチルホスホン酸	2.0	0.17	0.17	0.17	2.0	0.17	・カリウム塩を含む。 ・材質区分1に使用する場合を除き、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
240	オレイルアミン	0.60	0.60	0.60	—	0.60	0.60	
241	オレイルアミン及びマレイン酸修飾処理された脂肪酸の反応生成物	10	10	10	—	10	10	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪酸である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。
242	N-オレイル-飽和脂肪酸アミド	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸の炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。
243	オレイン酸及びトール油脂肪酸のうち又は複数の2-メルカプトエチルエステル並びにジクロロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウムの反応生成物	—	—	10	2.0	10	10	
244	オレイン酸及び1, 4-ブタンジオールのジエステル	—	0.050	0.050	—	0.050	0.050	
245	オレイン酸及び1, 6-ヘキサンジオールのジエステル	—	0.050	0.20	—	0.20	0.20	
246	オレイン酸及びN-メチル-タウリンのアミドのナトリウム塩	—	0.20	0.50	0.50	0.50	0.50	
247	オレイン酸のズ塩	—	—	—	1.0	—	—	
248	オレイン酸のセリウム塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
249	オレイン酸のトリエタノールアミン塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
250	オレイン酸のマンガン塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
251	オレイン酸2-メルカプトエチル	—	—	—	1.0	—	—	
252	過塩素酸のN-(2-ヒドロキシエチル)-N, N-ジメチル-オクチルアンモニウム塩	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
253	加水分解処理されたエピクロヒドリン及び2, 2, 4, 4-テトラメチル-7-オキサ-3, 20-ジアザジスビロー[5. 1. 11. 2]-ヘネイコサン-21-オンの塩酸塩の反応生成物	—	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	

254	カプロラクタム	3.0	1.0	3.0	—	3.0	3.0	
255	N-(3-カルボキシ-2-スルホプロピオニル)-N-ステアリル-アスパラギン酸のナトリウム塩	1.6	—	—	—	1.6	—	
256	カンフェン及びフェノールの反応生成物	—	20	—	—	20	20	
257	ギ酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
258	キシレン	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
259	半脂アルコール及び脂肪酸アルコールのうち又は複数のリン酸エステル	10	3.0	10	5.0	10	10	・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・半脂アルコール及び脂肪酸アルコールは、エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理をしたものに限る。 ・脂肪酸アルコールは炭素数が4から18のもの及びそれらの混合物に限る。
260	牛脂脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10	
261	クエン酸	*	*	*	*	*	*	・アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びに重合体を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
262	クエン酸及びモノオレイン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	
263	クエン酸及びモノステアリン酸グリセリルのエステル	10	10	10	10	10	10	
264	クエン酸のステアリルエステル	*	*	*	*	*	*	
265	グリコール酸エチルの4-tert-ブチルフェニルエーテル及びホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	—	—	1.0	—	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。
266	グリコール酸ブチル	1.0	1.0	1.0	0.20	1.0	1.0	
267	グリシジル〔3-(トリメトキシシリル)プロピル]エーテル	20	20	20	5.0	20	20	
268	グリシジル〔2-フェニルフェニル]エーテル	*	*	*	*	*	*	
269	グリセロールのカルシウム及びマグネシウムのうち又は複数の塩	*	*	*	*	*	*	通し番号412に該当するものを除く。
270	グリセロール及び脂肪酸のエステル	50	50	50	30	50	50	・グリセロールはジグリセロールを含む。 ・脂肪酸は炭素数が2から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
271	グリセロール単体重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	ジグリセロールを除く。
272	グリセロール単体重合体及び脂肪酸のエステル	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単体重合体はジグリセロールを除く。 ・脂肪酸は炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
273	グリセロール単体重合体及びリシノール酸のエステル	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単体重合体はジグリセロールを除く。 ・リシノール酸は重合体を含む。
274	グルコース	*	*	*	*	*	*	
275	L-グルタミン酸	*	—	*	—	*	*	・アンモニウム、塩酸、カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
276	グルタル酸ジイソブチル	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	
277	グルタル酸ジメチル	20	—	20	—	20	20	
278	2-クロロアセタミド	—	0.10	0.10	—	0.10	0.10	
279	1-(3-クロロアリル)-3,5,7-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンの塩化物	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	
280	1-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-trans-プロペン	20	—	20	—	20	20	
281	クロロベンゼン	0.10	—	0.10	—	0.10	0.10	
282	4-〔(4-クロロベンゾイル)アミノ]安息香酸のナトリウム塩	—	0.25	—	—	0.25	0.25	食品に接触する部分に使用できない。
283	4-クロロ-3-メチルフェノール	1.6	—	—	—	1.6	—	
284	ケイ酸のエチルエステル	10	10	10	10	10	10	
285	コハク酸及び2-(4-ヒドロキシ-2,2,6,6-テトラメチルピペリジン)エタノールを主な構成成分とする重合体	1.0	0.30	1.0	—	1.0	1.0	分子量1000以上のものに限る。
286	コハク酸ジイソブチル	0.10	0.10	0.10	—	0.10	0.10	
287	コハク酸ジバルミチル	1.0	1.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
288	コハク酸ビス〔2-(2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ)エチル〕	—	—	9.1	—	9.1	9.1	
289	酢酸	*	*	*	*	*	*	・カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びに無水物を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
290	酢酸2-(2-エトキシエトキシ)エチル	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
291	酢酸及び脂肪酸のグリセリルエステル	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸が不飽和脂肪酸の場合は、炭素数が18のものに限る。 ・脂肪酸が飽和脂肪酸の場合は、炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
292	酢酸D-α-トコフェリル	*	*	—	—	*	*	
293	酢酸の亜鉛塩	*	*	*	*	*	*	
294	酢酸のジエチルアミン塩	—	—	1.0	—	1.0	1.0	

295	酢酸の銅塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
296	酢酸のマンガン塩	—	0.001	0.10	—	0.10	0.10	
297	酢酸のリチウム塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10	
298	酢酸2-(2-ブトキシエトキシ)エチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	食品に接触しない部分に限り、材質区分1及び3の材質区分別使用制限は30%とする。
299	酢酸1-メトキシ-2-プロピル	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
300	サリチル酸の亜鉛塩	—	—	—	0.40	—	—	
301	サリチル酸4-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*	
302	三塩化リン、2,4-ジ-tert-ブチル-5-メチルフェノール及び1,1'-ビフェニルの反応生成物	0.30	0.30	0.30	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
303	酸化ケイ素及びジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体の反応生成物	30	30	30	30	30	30	分子量1000未満のものに限る。
304	酸化処理及び水素化処理された牛脂アルキルアミン	—	0.60	0.20	—	0.60	0.60	
305	酸化処理された炭化水素	*	*	*	*	*	*	・遺伝毒性の懸念がある物質を除く。 ・炭素数が20以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・分子量1000以上の場合は、常温常圧で固形状でないものに限る。
306	酸化処理された炭化水素のリチウム塩	10	10	10	10	10	10	・遺伝毒性の懸念がある物質及び通し番号387に該当するものを除く。 ・炭素数が9以上のものに限る。 ・分子量1000未満のものに限る。
307(1)	三量化処理された脂肪酸	10	5.0	—	—	10	5.0	・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・脂肪酸は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号307(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号307(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
307(2)	二量化処理された脂肪酸	10	5.0	—	—	10	5.0	・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・脂肪酸は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号307(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号307(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
308	2,3-ジアセトキシコハク酸及びモノステアリン酸グリセリルのエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
309	シアヌル酸トリアリル	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	
310	シアヌル酸の亜鉛塩	—	10	10	—	10	10	
311	N-シアノ-カルバモジチオン酸のナトリウム塩	*	—	—	—	*	—	
312	N-シアノ-グアニジン	*	*	*	—	*	*	
313	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸エチル	3.0	2.0	2.0	0.30	3.0	2.0	
314	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸2-エチルヘキシル	—	—	0.50	—	0.50	0.50	
315	2,4-ジアミノ-6-ヒドロキシピリミジン	—	—	—	0.20	—	—	
316	2,5-ジ-tert-アミルヒドロキノン	1.0	0.20	1.0	2.0	—	1.0	
317	ジ亜リン酸ジアルキルペンタエリスリチル	—	—	0.10	—	0.10	0.10	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
318	ジ亜リン酸ジステアリルペンタエリスリチル	1.5	0.25	1.5	1.0	1.5	1.5	
319	ジ亜リン酸ビス(2,4-ジクミルフェニル)ペンタエリスリチル	0.30	0.20	0.20	0.20	0.30	0.20	材質区分4に使用する場合は、酒類、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
320	ジ亜リン酸ビス(2,4-ジ-tert-ブチルフェニル)ペンタエリスリチル	1.0	5.0	1.0	1.0	5.0	5.0	
321	ジ亜リン酸ビス(2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェニル)ペンタエリスリチル	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
322	ジアルキルジスルフィド	0.020	—	0.020	—	0.020	0.020	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が12のものに限る。 ・酸性食品及び酒類に接触する部分に使用してはならない。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
323	ジアルキルフェニルオキシドジスルホン酸及びモノアルキルフェニルオキシドジスルホン酸のうち又は複数の物質	50	50	50	3.0	50	50	・各アルキルの炭素数が8から20までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ナトリウム塩を含む。
324	2,6-ジイソプロピルフェニルイソシアネート及び1,3,5-トリイソプロピルベンゼン-2,4-ジイソシアネート単重合体の反応生成物	—	—	0.30	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
325	N-(2,6-ジイソプロピルフェニル)-6-[4-(1,1,3,3-テトラメチルプロピル)フェノキシ]-1H-ベンゾ[d,e]イソキノリン-1,3(2H)-ジオン	—	—	0.50	—	0.50	0.50	
326	ジイソプロピルベンゼンヒドロペルオキシド	5.0	1.3	1.3	1.3	5.0	1.3	
327	ジエタノールアミン	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
328	ジエタノールアミン及び動物性油脂由来の脂肪酸のアミド	*	*	*	*	*	*	
329	N,N-ジエチル-アニリン	3.0	—	—	—	3.0	—	

330	2- (ジエチルアミノ) エタノール	*	*	*	*	*	*
331	ジエチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	—	0.001	0.001	—	0.001	0.001
332	ジエチレンジグリコール	10	10	10	10	10	10
333	ジエチレンジグリコール及びトール油脂肪酸のエステル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
334	ジエチレンジグリコールのモノエチルエーテル	7.0	7.0	7.0	3.0	7.0	7.0
335	ジエチレンジグリコールのモノフェニルエーテル	10	1.0	10	—	10	10
336	ジエチレンジグリコールのモノブチルエーテル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
337	ジエチレンジグリコールのモノメチルエーテル	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002
338	ジエチレントリアミン及びトール油脂肪酸の反応生成物	5.0	1.2	1.2	0.50	5.0	1.2
339	1, 3-ジブチル-1, 3-ジチオキソジスタナチアン	—	—	—	1.5	—	—
340	ジオクチルチオキソスズ	—	—	—	1.5	—	—
341	1, 2-シクロヘキサジカルボン酸及びトリシクロデカンジメタノールのエステル	0.80	0.80	0.80	—	0.80	0.80
342	1, 2-シクロヘキサジカルボン酸ジアルキル	—	—	30	45	30	30
343	1, 2-シクロヘキサジカルボン酸のカルシウム塩	—	0.35	0.25	—	0.35	0.35
344	4, 4'-シクロヘキシリデンビス (2-シクロヘキシルフェノール)	0.10	—	—	—	0.10	—
345(1)	シクロヘキシルアミン又はシクロヘキシルイソシアネート及び4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
345(2)	4, 4'-ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート単独重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
346	1, 3-シクロペンタジエン	—	0.001	0.001	—	0.001	0.001
347	2, 4-ジシクロ-6-(4-モルホリル)-1, 3, 5-トリアジン及びN, N'-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン) -ヘキサメチレンジアミンを主な構成成分とする重合体	0.60	0.30	0.30	0.30	0.60	0.30
348	N, N'-ジシクロヘキシル-2, 6-ナフタレンジカルボン酸アミド	—	0.40	—	—	0.40	0.40
349	ジ (ステアリル) ジスルフィド	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
350	N, O-ジステアリン酸-エタノールアミン	1.0	—	1.0	3.0	1.0	1.0
351	3, 3'-ジスルホジフェニルスルホンのカリウム塩	0.015	—	—	—	0.015	—
352	9, 10-ジヒドロ-9-オキサ-10-ホスファフェナントレン-10-オキシド	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
353	9, 10-ジヒドロキステアリン酸	—	—	10	1.0	10	10
354	2, 4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	5.0	1.0	1.0	1.0	5.0	1.0
355	2, 2'-ジヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
356	ジフェニルアミン及び2, 4, 4'-トリメチルベンゼンの反応生成物	1.0	—	0.50	—	1.0	0.50
357	N, N'-ジフェニル-エチレンジアミン	—	—	—	2.0	—	—
358	ジフェニルエーテルジスルホン酸のモノアルキルエステルのナトリウム塩	1.5	1.7	1.7	3.0	1.7	1.7
359	N, N'-ジフェニル-チオ尿素	0.50	—	—	0.50	0.50	—
360	2-(4, 6-ジフェニル-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)-5-(ヘキシルオキシ) フェノール	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50
361	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
362	2- (ジブチルアミノ) エタノール	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0
363	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール	0.20	0.10	0.10	—	0.20	0.10
364	ジブチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
365	1, 3-ジブチル-1, 3-ジチオキソジスタナチアン	—	—	—	1.0	—	—
366	3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシ安息香酸 4-tert-ブチル-2-(5-tert-ブチル-2, 3-ジヒドロ-2-オキソ-3-ベンゾフラン) フェニル	—	0.020	—	—	0.020	0.020
367	5, 7-ジ-tert-ブチル-3-ヒドロキシ-2 (3H) -ベンゾフラン及び1, 2-ジメチルベンゼンの反応生成物	0.050	0.10	0.050	0.050	0.10	0.10
368	2, 5-ジ-tert-ブチルヒドロキノン	1.5	0.10	2.0	—	2.0	2.0
369	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	—	—	—	2.0	—	—
370	2, 4-ジ-tert-ブチルフェノール	0.20	—	—	—	0.20	—
371	ジ-tert-ブチルペルオキシド	—	—	0.40	—	0.40	0.40
372	2, 2-ジフルオロ-2- [1, 1, 2, 2-テトラフルオロ-2- (1, 1, 2, 2-ペンタフルオロエトキシ) エトキシ] 酢酸のアンモニウム塩	0.80	—	—	—	0.80	—
373	ジブチレンジグリコール	*	*	*	*	*	*
374	ジブチレンジグリコールのモノブチルエーテル	—	—	20	—	20	20
375	ジブチレンジグリコールのモノメチルエーテル	5.0	5.0	5.0	0.010	5.0	5.0
376	2, 2-ジブチル-2-シアノ酢酸アミド	*	*	*	*	*	*
377	1, 2-ジブチル-2, 4-ジシアノブタン	—	0.003	—	—	0.003	0.003
378	ジ (ベンジリデン) ソルビトール	—	*	*	—	*	*

酒類、酸性食品、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。

重合体を含む。

各アルキルの炭素数が9のものに限る。

・通し番号345(2)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号345(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。  
・分子量1000以上のものに限る。

・通し番号345(1)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号345(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。  
・分子量1000以上のものに限る。

重合体を含む。

アルキルの炭素数が12のものに限る。

・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。  
・フェニルイソシアネート又は2-プロパノールとの反応生成物を含む。  
・分子量1000以上のものに限る。  
・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。

酒類に接触する部分に使用してはならない。

重合体を含む。

379	ジベンゾイルメタン	—	—	—	1.0	—	—
380	ジベンタエリスリトール	—	—	—	*	—	—
381	脂肪酸	*	*	*	*	*	* ・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・炭素数が8から28までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
382	脂肪酸アミド	50	11	50	6.0	50	50 炭素数が6から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
383	脂肪酸及びトリメチロールプロパンのエステル	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0 脂肪酸は炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
384	脂肪酸及び2-プロパノールのチタン塩	0.10	1.0	—	1.0	1.0	1.0 脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
385	脂肪酸の亜鉛塩	15	15	15	15	15	15 脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
386	脂肪酸のペンタエリスリチルエステル	50	50	50	10	50	50 脂肪酸は炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
387	脂肪酸のリチウム塩	0.50	1.0	0.50	1.0	1.0	1.0 脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
388	脂肪酸、N-(2-ヒドロキシアリル)-アルキレンジアミン及び尿素の反応生成物	2.0	—	2.0	—	2.0	2.0 ・アルキレンの炭素数が2から4までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
389	脂肪族アミン	*	*	*	—	*	* 炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和の場合は、炭素数が18のものに限る。
390	脂肪族一価アルコール	50	50	50	3.0	50	50 ・炭素数が5から26までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、直鎖又は飽和でない場合は、炭素数が8から18までのものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
391	N, N'-ジホルミル-N, N'-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル)-ヘキサメチレンジアミン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
392	N, N-ジメチル-アニリン	3.0	—	—	—	3.0	—
393	N, N-ジメチル-6-アミノウラシル	—	—	—	1.0	—	—
394	2-(ジメチルアミノ)エタノール	*	*	*	*	*	*
395	5-(ジメチルアミノ)-2-メチル-5-オキソ-吉草酸メチル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60
396	ジメチルエーテル	—	2.7	2.7	—	2.7	2.7
397	N-(1, 1-ジメチル-3-オキソプロピル)-アクリルアミド	—	—	0.50	—	0.50	0.50
398	N, N-ジメチル-ジアルキルアンモニウムの塩化物	*	*	*	*	*	* 各アルキルの炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
399	N, N-ジメチル-シクロヘキシルアミン	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20
400	1, 3-ジメチル-1, 3-ジチオキソジスタナンチアン	—	—	—	0.50	—	—
401	ジメチルシロキサンを主な構成成分とする重合体	50	15	50	—	50	50 ・環状物質を含む。 ・ケイ素元素の数が4以上のもの及び分子量1000未満のものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
402	N, N-ジメチル-(水素化処理された牛脂アルキルアミン)	0.25	—	0.25	—	0.25	0.25
403	ジメチルチオキソスズ	—	—	—	1.5	—	—
404	N, N-ジメチル-ビス(水素化処理された牛脂アルキル)アンモニウムの塩化物	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
405	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tert-ブチルペルオキシ)ヘキサン	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
406	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tert-ブチルペルオキシ)-3-ヘキシン	—	0.10	0.10	—	0.10	0.10
407	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	0.60	0.60	0.60	—	0.60	0.60
408	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン及び二酸化処理された不飽和脂肪酸の反応生成物	1.6	1.6	1.6	—	1.6	1.6 脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
409	3, 5-ジメチル-1-ヘキシン-3-オール	0.50	—	—	—	0.50	—
410	2, 4-ジメチル-6-(1-メチルベンゼンデシル)フェノール	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
411	酒石酸	*	*	*	*	*	* ・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
412	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1又は既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)に掲げる添加物	*	*	*	*	*	*
413	植物性油脂及びびロウのうち又は複数の物質	*	*	*	*	*	* ・重合体を含む。 ・通し番号416に該当するものを除く。
414	植物性油脂由来の脂肪酸のセリウム塩	—	1.0	—	—	1.0	1.0
415	植物性油脂由来の脂肪酸のマンガン塩	—	*	*	—	*	*
416	食用油脂	*	*	*	*	*	*
417	食用油脂由来の脂肪酸	*	*	*	*	*	* ・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。

418	ショ糖	*	—	*	—	*	*
419	ジヨードメチル（4-メチルフェニル）スルホン	—	0.005	0.005	—	0.005	0.005
420	ジラウリン酸ジオクチルスズ	0.50	0.50	0.50	1.5	0.50	0.50
421	水酸化処理されたレシチン	*	—	*	—	*	*
422	水酸化テトラエチルアンモニウム	—	—	0.001	—	0.001	0.001
423	水素化処理された牛脂アミド	3.0	10	10	0.50	10	10
424	水素化処理された牛脂アルキルアミン	5.0	0.060	0.060	0.060	5.0	0.060
425	水素化処理された牛脂脂肪酸のグリセリルエステル	2.0	4.0	0.50	—	4.0	4.0
426	水素化処理された植物性油脂	50	50	50	5.0	50	50
427	水素化処理された食用油脂	10	10	10	5.0	10	10
428	水素化処理された動物性油脂由来の脂肪酸	*	*	*	*	*	*
429	水素化処理された動物性油脂	*	*	*	*	*	*
430	水素化処理されたN，N-ビス（2-ヒドロキシエチル）-牛脂アルキルアミン	4.0	1.2	—	—	4.0	1.2
431	水素化処理されたヒマシ油、グリセロール及び無水酢酸の反応生成物	3.0	3.0	3.0	50	3.0	3.0
432	水素化処理されたヒマシ油脂肪酸及び1，4-ブタンジアミンの反応生成物	0.60	0.60	0.60	—	0.60	0.60
433	スチレン修飾処理されたクレゾール	—	—	—	2.0	—	—
434	スチレン修飾処理されたフェノール	20	—	20	2.0	20	20
435	N-ステアリル-ε-グルタミド	*	*	*	*	*	*
436	N-ステアリル-D-グルコン酸アミド	1.0	—	—	—	1.0	—
437	ステアリン酸及び乳酸のグリセリルエステル	—	—	—	0.50	—	—
438	ステアリン酸のコバルト塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
439	ステアリン酸のジルコニウム塩	—	0.050	0.050	—	0.050	0.050
440	ステアリン酸のセリウム塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
441	ステアリン酸のマンガン塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0
442	ステアリン酸メチル及び1-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロポキシ)-2，2，6，6-テトラメチル-4-ピペリジノールの反応生成物	—	0.10	0.10	—	0.10	0.10
443	5-スルホイソフタル酸ジメチルのカリウム及びナトリウムのうち一又は複数の塩	5.0	—	2.0	0.50	5.0	2.0
444	5-スルホイソフタル酸ジメチルのバリウム塩	—	—	2.0	—	2.0	2.0
445	9-スルホオキシステアリン酸及び10-スルホオキシステアリン酸のうち一又は複数のナトリウム塩	—	—	1.0	—	1.0	1.0
446	スルホコハク酸のアルキルエステル又はシクロヘキシルエステル	*	*	*	*	*	*
447	スルホン化処理された牛脂	5.0	—	—	—	5.0	—
448	セバシン酸ジアルキル	*	*	*	*	*	*
449	セバシン酸ビス（2，2，6，6-テトラメチル-4-ピペリジニル）	5.0	5.0	5.0	0.50	5.0	5.0
450	セバシン酸ビス（1，2，2，6，6-ペンタメチル-4-ピペリジニル）	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
451	セバシン酸メチル1，2，2，6，6-ペンタメチル-4-ピペリジニル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
452	ソルビタン及び動物性油脂由来の脂肪酸のエステル	—	1.0	10	—	10	10
453	ソルビトール及び動物性油脂由来の脂肪酸のエステル	—	0.21	0.21	—	0.21	0.21
454	ソルビトール及びベンズアルデヒドの反応生成物	1.0	0.70	1.0	0.70	1.0	1.0
455	ソルビトール、ベンズアルデヒド及び4-メチルベンズアルデヒドの反応生成物	—	0.50	—	—	0.50	0.50
456	ソルビン酸	*	*	*	*	*	*
457	ソルビン酸及びトリメチロールプロパンのトリエステル	—	0.40	—	—	0.40	0.40
458	大豆脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10
459	脱水処理及びマレイン酸修飾処理されたヒマシ油脂肪酸	1.5	1.5	1.5	—	1.5	1.5
460	脱水処理されたヒマシ油脂肪酸	5.0	5.0	10	—	10	10
461	チオグリコール及びトール油脂肪酸のエステル	—	—	—	1.0	—	—
462	チオグリコール酸2-エチルヘキシル	—	—	—	1.5	—	—
463	チオシアン酸のナトリウム塩	—	—	0.20	—	0.20	0.20
464	3，3'-チオジプロピオン酸	*	*	*	*	*	*
465	3，3'-チオジプロピオン酸ジアルキル	*	*	*	*	*	*
466	チオ尿素	*	—	*	—	*	*
467	4，4'-チオビス（3-メチル-6-tert-ブチルフェノール）	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
468	1，10-デカンジカルボン酸	—	0.010	0.010	—	0.010	0.010
469	1，10-デカンジカルボン酸ビス（N'-サリチロイルヒドラジド）	0.15	—	0.15	—	0.15	0.15
470	デキストリン	*	—	*	*	*	*

通し番号427に該当するものを除く。

カリウム塩を含む。

通し番号427に該当するものを除く。

油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。

100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。

・各アルキルの炭素数が4から20までのもの及びそれらの混合物に限る。  
・カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。

各アルキルの炭素数が8のものに限る。

材質区分4に使用する場合に限り、100℃を超える温度で酒類に接触する部分に使用してはならない。

・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。  
・通し番号412に該当するものを除く。

各アルキルの炭素数が12から22までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、直鎖でない場合は、炭素数が16から26までのものに限る。

471	テトラキス（2-シアノ-3, 3-ジフェニルアクリル酸）ペンタエリスリチル	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
472	N, N', N'', N'''-テトラキス〔4, 6-ビス〔ブチル-（N-メチル-2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン-4-イル）アミノ〕トリアジン-2-イル〕-4, 7-ジアザデカシ-1, 10-ジアミン	0.40	0.40	0.40	0.10	0.40	0.40	
473	テトラキス〔3-（4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル）プロピオン酸〕ペンタエリスリチル	*	*	*	*	*	*	
474	N, N, N', N'-テトラキス（2-ヒドロキシプロピル）-エチレンジアミン	*	*	*	-	*	*	
475	テトラキス（3-ラウリルチオプロピオン酸）ペンタエリスリチル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	材質区分3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
476	4, 4'-〔（1, 3, 6, 8-テトラヒドロ-1, 3, 6, 8-テトラオキソベンゾ〔1, m n〕〔3, 8〕フェナントロリン）-2, 7-ジイル〕ビス（安息香酸エチル）、テレフタル酸、2, 6-ナフタレンジカルボン酸及び1, 4-ブタンジオールを主な構成成分とする重合体	-	-	7.0	-	7.0	7.0	分子量1000以上のものに限る。
477	テトラヒドロフラン	-	0.001	6.0	0.010	6.0	6.0	
478	2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチル-6-〔（2-エチルヘキシル）オキシ〕-12H-ジベンゾ〔d, g〕〔1, 3, 2〕ジオキサホスホシン	1.0	1.0	1.0	0.25	1.0	1.0	
479	2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチル-6-ヒドロキシ-12H-ジベンゾ〔d, g〕〔1, 3, 2〕ジオキサホスホシン-6-オキシドのリチウム塩	-	0.30	-	-	0.30	0.30	
480	1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	*	-	-	-	*	-	
481	テトラフルオロエチレン及びヘキサフルオロプロピレンのうち一又は複数を主な構成成分とする重合体	-	-	5.5	-	5.5	5.5	分子量1000未満のものに限る。
482	α, α, α', α'-テトラメチル-1, 3-キシレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
483	N, N, N', N'-テトラメチル-チウラムジスルフィド	-	-	0.10	-	0.10	0.10	
484	2, 4, 7, 9-テトラメチル-4, 7-デカンジオール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
485	2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシン-4, 7-ジオール	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	5.0	
486	2, 5, 8, 11-テトラメチル-6-ドデシン-5, 8-ジオール	2.0	2.0	2.0	-	2.0	2.0	
487	4-（1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル）フェノール	*	-	*	-	*	*	
488	デヒドロ酢酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
489	デヒドロ酢酸の亜鉛塩	-	-	-	1.0	-	-	
490	テレフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	-	-	-	43	-	-	
491	テレフタル酸ビス〔2-tert-ブチル-6-（2-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルベンジル）-4-メチルフェニル〕	-	*	*	-	*	*	
492	動植物性油脂由来の脂肪酸	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412及び417に該当するものを除く。
493	動植物性油脂由来の脂肪酸アミド	2.0	2.0	10	5.0	10	10	
494	ジエタノールアミン及びトリエタノールアミンのうち一又は複数の物質並びに動植物性油脂由来の脂肪酸の反応生成物	1.0	2.5	1.5	1.0	2.5	2.5	通し番号328に該当するものを除く。
495	動植物性油脂由来の脂肪酸のグリセリルエステル	50	50	50	30	50	50	
496	動植物性油脂由来の脂肪酸のジシクロヘキシルアミン塩	1.6	-	-	-	1.6	-	
497	動植物性油脂由来の脂肪酸のメチルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
498	動物性油脂及びロウのうち一又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	通し番号416に該当するものを除く。
499	2-ドデセニルコハク酸	1.0	-	2.0	-	2.0	2.0	カリウム塩及び無水物を含む。
500	トリイソプロパノールアミン	10	10	10	1.0	10	10	100℃を超える温度で食品に接触する厚さ0.1mmを超える部分に使用してはならない。
501	トリエタノールアミン	*	*	*	*	*	*	
502	トリエタノールアミン及びマレイン酸修飾処理されたトール油脂脂肪酸の反応生成物	10	10	10	0.50	10	10	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の分子量1000以上の重合体又はその構成成分として使用する場合を除く。
503	トリエチルアミン	2.9	10	10	2.9	10	10	
504	トリエチレングリコール	*	*	*	*	*	*	
505	トリエチレングリコールのモノブチルエーテル	5.0	5.0	12	-	12	12	
506	トリエチレングリコールのラウリルエーテル及びマレイン酸のエステル	6.0	6.0	6.0	-	6.0	6.0	
507	トリエチレンジアミン	*	*	*	*	*	*	
508	トリエチレンテトラミン	0.060	0.001	0.10	-	0.10	0.10	
509	トリエトキシシラン	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
510	トリエトキシビニルシラン	6.0	-	6.0	-	6.0	6.0	

511	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン, N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン及びN-ブチル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニアミンを主な構成成分とする重合体	-	0.30	-	-	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
512	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン, 1, 6-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニルアミノ)ヘキサン並びにジブチルアミン, 2, 4, 4-トリメチル-2-ペンタンアミン及びN-ブチル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニアミンのうち一又は複数を主な構成成分とする重合体	6.0	1.0	3.0	0.60	6.0	3.0	分子量1000以上のものに限る。
513	トリクロロフェノールのカリウム及びナトリウムのうち一又は複数の塩	*	-	-	-	*	-	
514	トリス(2-エチルヘキサノ酸)モノブチルスズ	0.10	0.10	0.10	-	0.10	0.10	
515	1, 3, 5-トリス(2, 2-ジメチルプロピオン酸アミド)ベンゼン	-	0.025	-	-	0.025	0.025	
516	トリス(チオグリコール酸オクチル)モノオクチルスズ	3.0	-	-	3.0	3.0	-	チオグリコール酸オクチルにおけるオクチル部分は直鎖でないものを含む。
517	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノオクチルスズ	-	-	-	3.0	-	-	アルキルの炭素数が10から16までのもの及びそれらの混合物に限る。
518	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノメチルスズ	-	-	-	2.0	-	-	アルキルの炭素数が8のものに限る。
519	トリス[2-[ (2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチルジベンゾ[d, f][1, 3, 2]-ジオキサホスフェニン-6-イル)オキシ]エチル]アミン	0.60	0.30	0.30	-	0.60	0.30	
520	1, 1, 3-トリス(4-ヒドロキシ-5-tert-ブチル-2-メチルフェニル)ブタン	0.20	0.30	0.25	0.25	0.30	0.30	
521	1, 1, 3-トリス[2-メチル-4-(亜リン酸ジトリデシル)-5-tert-ブチルフェニル]ブタン	-	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
522	N, N', N''-トリス(2-メチルシクロヘキシル)-1, 2, 3-プロパントリカルボン酸アミド	-	0.25	-	-	0.25	0.25	
523	7, 8, 9-トリデオキシ-3, 5:4, 6-O-ビス-(4-プロピルフェニル)メチレンD-グリセロール-1-クロロニトール	-	0.75	-	-	0.75	0.75	
524	1, 2, 3-トリデオキシ-4, 6:5, 7-O-ビス[(4-プロピルフェニル)メチレン]ニトール	-	0.50	0.050	-	0.50	0.50	
525	トリフェニルホスフィン	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
526	1, 1, 1-トリフルオロメタンスルホン酸	1.0	-	-	-	1.0	-	
527	トリフルオロメタンスルホン酸の1-エチル-3-メチルイミダゾリウム塩	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
528	トリプロピレングリコール	-	0.13	0.13	-	0.13	0.13	
529	トリプロピレングリコールのモノメチルエーテル	-	-	20	-	20	20	
530	トリプロピル酸	-	-	1.0	-	1.0	1.0	
531	1, 3, 5-トリメチル-2, 4, 6-トリス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル)ベンゼン	*	*	*	*	*	*	
532	N, N, N-トリメチル-ベンジルアンモニウム塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
533	2-[2-[ (2, 2, 4-トリメチルベンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸及び2-[2-[ (2, 4, 4-トリメチルベンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸のうち一又は複数のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
534	N, N, N-トリメチル-ヤシ油アルキルアンモニウム塩	-	45	0.030	-	45	45	
535	N, N'-トリメチレン-ビス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸アミド)	-	-	0.40	-	0.40	0.40	
536	トリメチロールプロパン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
537	3-トリメトキシシリル-1-プロパンチオール	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
538	N-[3-(トリメトキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン	20	20	20	10	20	20	
539	トリメトキシメタン	1.5	1.5	3.0	-	3.0	3.0	
540	トリメリット酸トリアルキル	0.10	5.0	5.0	55	5.0	5.0	各アルキルの炭素数が8及び10のものに限る。
541	トール油脂肪酸及びトリエチレングリコールのエステル	-	0.25	-	-	0.25	0.25	
542	トール油脂肪酸及びプロピレングリコールのジエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10	
543	ナタネ油脂肪酸及びプロピレングリコールのエステル	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
544	ナフタレン	0.080	0.040	0.080	0.010	0.080	0.080	
545	ナフテン酸	3.0	0.50	0.50	1.0	3.0	0.50	アルミニウム、カルシウム及びマグネシウムの塩を含む。
546	ナフテン酸の亜鉛塩	3.0	-	-	1.0	3.0	-	
547	ナフテン酸のコバルト塩	*	-	-	-	*	-	
548	ナフテン酸のジルコニウム塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
549	ナフテン酸の銅塩	3.0	-	-	-	3.0	-	
550	ナフテン酸のマンガン塩	*	-	-	-	*	-	
551	ナフテン酸のリチウム塩	-	-	-	1.0	-	-	
552	β-ナフトール	1.6	-	-	-	1.6	-	
553	ニトリロトリ酢酸のナトリウム塩	*	*	*	*	*	*	
554	ニトリロトリス(メチレンホスホン酸)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	ナトリウム塩を含む。
555	乳酸	*	*	*	*	*	*	・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
556	乳酸のチタン塩	50	-	30	-	50	30	乳酸はアンモニウム塩を含む。
557	尿素	*	*	*	*	*	*	
558	二量処理された植物性油脂由来の脂肪酸	0.57	0.57	0.57	-	0.57	0.57	

559	二量処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールを主な構成成分とする重合体	2.1	2.1	2.1	—	2.1	2.1	・脂肪酸は炭素数が18のものに限る。 ・プロピレングリコールの重合体（プロピレノキシドの付加数が4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。
560	二量処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたブタノールのエステル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	・脂肪酸は炭素数が18のものに限る。 ・プロピレノキシドの付加数が4以上のものに限る。
561	二量処理された不飽和脂肪酸及びジエタノールアミンのアミド	3.0	1.1	0.60	1.1	3.0	1.1	脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
562	ノルボルナン-2, 3-ジカルボン酸のジナトリウム塩	—	0.31	0.25	—	0.31	0.31	
563	1-バルミチルビリジニウムの塩化物	0.050	—	0.050	—	0.050	0.050	
564	バルミチン酸のマンガン塩	—	0.030	0.030	—	0.030	0.030	
565	ビス [2, 2, 1] -ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸のカルシウム塩	—	0.25	—	—	0.25	0.25	
566	ビス (イソプロピル) ナフタレン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
567	1, 3 : 2, 4-O-ビス (4-エチルベンジリデン) -ソルビトール	—	*	—	—	*	*	
568	ビス [3-エチル-5-メチル-4-(N-マレイミド) フェニル] メタン	—	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
569	2, 4-ビス (オクチルチオ) -6-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルアニル) -1, 3, 5-トリアジン	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
570	2, 4-ビス (オクチルチオメチル) -6-メチルフェノール	0.20	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
571	N, N'-ビス (サリチリデン) -1, 2-プロパンジアミン	—	—	—	2.0	—	—	
572	N, N'-ビス (2, 6-ジイソプロピルフェニル) -カルボジイミド	1.6	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	
573	1, 4-ビス (3, 4-ジヒドロキシフェニル) -2, 3-ジメチルブタン	—	*	*	*	*	*	
574	N, N'-ビス [3-(3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル) プロピオン] -ヒドラジン	0.10	0.25	0.20	0.20	0.25	0.25	
575	2-[4, 6-ビス (2, 4-ジメチルフェニル) -1, 3, 5-トリアジン-2-イル] -5-オクチルオキシフェノール	—	0.30	0.30	—	0.30	0.30	・油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
576	N-[3, 5-ビス (2, 2-ジメチルプロピオンアミノ) フェニル] -2, 2-ジメチルプロピオン酸アミド	—	0.025	—	—	0.025	0.025	
577	1, 3 : 2, 4-O-ビス (3, 4-ジメチルベンジリデン) -ソルビトール	—	*	—	—	*	*	
578	4, 4'-ビス (α, α'-ジメチルベンジリル) ジフェニルアミン	0.30	—	0.50	—	0.50	0.50	
579	N, N'-ビス (水素化処理されたナタネ油アルキル) -メチルアミン-N-オキシド	—	0.10	—	—	0.10	0.10	
580	ビス (チオグリコール酸アルキル) ジオクチルスズ	—	—	—	3.0	—	—	アルキルの炭素数が10から16までのもの及びそれらの混合物に限る。
581	ビス (チオグリコール酸アルキル) ジメチルスズ	—	—	—	2.5	—	—	アルキルの炭素数が8のものに限る。
582	ビス (チオグリコール酸オクチル) ジオクチルスズ	2.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	チオグリコール酸オクチルにおけるオクチル部分は直鎖でないものを含む。
583	ビス (チオグリコール酸) ジオクチルスズ及び1, 4-ブタンジオールのエステル	—	—	—	1.5	—	—	
584	1, 6-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニアミノ) ヘキサン、メチル化処理された2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン及びホルホルンを主な構成成分とする重合体	—	0.30	0.30	—	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限る。
585	N, N'-ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル) -イソフタル酸ジアミド	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50	
586	ビス (ノニルフェニル亜リン酸) ベンタエリスリチル	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
587	N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -脂肪酸アミド	*	*	*	*	*	*	脂肪酸の炭素数が12から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
588	ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸] (1, 2-ジオキソエチレン) ビス (イミノエチレン)	*	*	*	*	*	*	
589	ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸] チオエチレン	0.50	0.030	0.50	—	0.50	0.50	
590	2, 6-ビス [(2-ヒドロキシ-3-ノニル-5-メチルフェニル) メチル] -4-メチルフェノール	—	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
591	3, 3-ビス (4-ヒドロキシ-3-tert-ブチルフェニル) 酪酸及びエチレングリコールのジエステル	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	
592	ビス (2-ヒドロキシプロピル) アミン	3.0	—	0.0006	—	3.0	0.0006	
593	2, 2-ビス (ヒドロキシメチル) プロピオン酸	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
594	ビス (4-tert-ブチル安息香酸) ヒドロキシアリミニウム	—	1.0	—	—	1.0	1.0	
595	2, 5-ビス (5'-tert-ブチル-2-ペンソキソソリル) チオフェン	1.0	1.0	1.0	0.050	1.0	1.0	

596(1)	ビス (マレイン酸モノアルキルエステル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	・アルキルの炭素数が2、6から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号596(2)、596(3)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(2)	ビス (マレイン酸モノシクロヘキシル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(3)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(3)	ビス (マレイン酸モノベンジル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(2)又は596(4)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(3)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
596(4)	ビス (マレイン酸モノメトキシブチル) ジオクチルスズ	-	-	-	5.0	-	-	通し番号596(1)、596(2)又は596(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号596(4)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
597	N、N'-ビス (2-メチルフェニル) -エチレンジアミン	-	-	-	2.0	-	-	
598	2、6-ビス (1-メチルヘプタデシル) -4-メチルフェノール	0.30	-	-	-	0.30	-	
599	1、3:2、4-O-ビス (メチルベンジリデン) -ソルビトール	-	*	*	-	*	-	
600	3、3-ビス (メトキシメチル) -2、5-ジメチルヘキサシ	-	0.030	-	-	0.030	0.030	
601	9、9-ビス (メトキシメチル) -9H-フルオレン	-	0.030	-	-	0.030	0.030	
602	2、4-ビス (ラウリルチオメチル) -6-メチルフェノール	0.30	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
603	ヒドロキシアルキルスルホン酸及び不飽和脂肪酸スルホン酸のうち又は複数のナトリウム塩	1.0	0.20	10	-	10	10	・脂肪酸スルホン酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ヒドロキシアルキルスルホン酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
604	4-ヒドロキシ安息香酸アルキル	1.0	1.0	1.0	0.10	1.0	1.0	・アルキルの炭素数が3のものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
605	4-ヒドロキシ安息香酸エチル	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
606	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	*	*	*	*	*	*	
607	4-ヒドロキシ安息香酸を主な構成成分とする重合体	30	10	-	-	30	10	分子量1000未満のものに限る。
608	β- [(ヒドロキシエチル) アミノ] アルキル第二級アルコール	2.0	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	アルキルの炭素数が11から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
609	N- (2-ヒドロキシエチル) -イミダゾリジノン	1.5	-	-	0.60	1.5	-	
610	1- (2-ヒドロキシエチル) -2- (8-ヘプタデセニル) -2-イミダゾリン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
611	2-ヒドロキシ-4-オクチルオキシベンゾフェノン	2.0	0.50	1.0	0.50	2.0	1.0	
612	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチル安息香酸2、4-ジ-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
613	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチル安息香酸バルミチル	-	*	*	-	*	*	
614	2- (2'-ヒドロキシ-3', 5'-ジ-tert-ブチルフェニル) -5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	1.0	0.50	1.0	1.0	
615	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸アルキル	5.0	-	5.0	-	5.0	5.0	アルキルの炭素数が8のものに限る。
616	3- (4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アルキル	-	0.060	-	-	0.060	0.060	アルキルの炭素数が13から15までのもの及びそれらの混合物に限る。
617	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸及び1、6-ヘキサシジオールジエステル	1.0	-	0.50	-	1.0	0.50	
618	3- (4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸ステアリル	2.5	6.0	2.5	2.5	6.0	6.0	
619	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルベンジルホスホン酸ジエチル	-	-	0.20	-	0.20	0.20	
620	4-ヒドロキシ-3、5-ジ-tert-ブチルベンジルホスホン酸モノエチルのカルシウム塩	0.50	0.25	0.50	0.20	0.50	0.50	
621	12-ヒドロキシステアリルアルコール	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
622	12-ヒドロキシステアリン酸	*	*	*	*	*	*	アルミニウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩、重合体並びに重合体のステアリン酸エステルを含む。
623	12-ヒドロキシステアリン酸アミド	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	
624	12-ヒドロキシステアリン酸の亜鉛塩	2.5	2.5	2.0	0.020	2.5	2.5	
625	12-ヒドロキシステアリン酸のグリセリルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
626	12-ヒドロキシステアリン酸のリチウム塩	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	
627	2-ヒドロキシ-1- [4- (2-ヒドロキシエトキシ) フェニル] -2-メチル-1-プロパノン	-	-	0.10	-	0.10	0.10	

628	2-(2'-ヒドロキシ-3'-tert-ブチル-5'-メチルフェニル)-5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	0.50	0.50	1.0	1.0	
629	3-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸及びトリエチレングリコールのジエステル	1.0	1.0	5.0	1.0	5.0	5.0	
630	(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸の2, 4, 8, 10-テトラオキサスピロ [5. 5] ウンデカン-3, 9-ジイルビス (2, 2-ジメチル-2, 1-エタンジイル) ジエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
631	2-ヒドロキシ-4-ヘキシルオキシベンゾフェノン	0.50	—	—	—	0.50	—	
632	1-ヒドロキシ-メタンсульフィン酸のナトリウム塩	3.0	—	—	—	3.0	—	
633	2-ヒドロキシ-2-メチル-1-オキソプロピル化処理されたα-メチルスチレンを主な構成成分とする重合体	2.1	—	—	—	2.1	—	分子量1000未満のものに限る。
634	4-ヒドロキシメチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	*	*	*	*	*	*	
635	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル)ペンゾトリアゾール	5.0	5.0	10	5.0	10	10	
636	2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン	0.50	0.30	0.30	0.50	0.50	0.30	
637	ヒドロキノン	0.20	—	—	—	0.20	—	
638	ピニルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
639	N-ピニル-ピロリドン	—	—	0.30	—	0.30	0.30	
640	α-ピネン及びフェノールを主な構成成分とする重合体	—	50	48	—	50	50	分子量1000未満のものに限る。
641	4, 4'-ビフェニレンジ亜ホスホン酸テトラキス (2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル)	1.0	0.70	1.0	0.20	1.0	1.0	
642	ピリチオンの亜鉛塩	0.050	0.080	0.50	0.10	0.50	0.50	
643	ピリチオンのナトリウム塩	0.050	0.020	0.050	0.001	0.050	0.050	
644	ピロリン酸及びジブチルアミンのモノアミド	1.6	—	—	—	1.6	—	
645	ピロリン酸P, P-ジオクチル及び2-プロパノールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
646	ピロリン酸のジベラジン塩	1.6	1.6	1.6	—	1.6	1.6	
647	2-フェニルインドール	—	—	—	1.0	—	—	
648	1-フェニル-1, 3-エイコサンジオン及び1-フェニル-1, 3-オクタデカンジオンのうち一又は複数の物質	—	—	—	1.0	—	—	
649	3-(フェニルスルホニル)ベンゼンスルホン酸のカリウム塩	0.035	—	—	—	0.035	—	
650	2-フェニルフェノール及び4-フェニルフェノールのうち一又は複数の物質	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
651	フェニルホスホン酸	—	—	0.010	—	0.010	0.010	
652	フェニルホスホン酸の亜鉛塩	—	—	2.0	—	2.0	2.0	
653	4-(フェニルメトキシ)フェノール	—	—	—	2.0	—	—	
654	2, 2'-(1, 4-フェニレン)ビス (3, 1-ベンゾオキサジン-4-オン)	—	—	1.0	—	1.0	1.0	
655	N, N'-フェニレンビス (メチレン) -ビス (12-ヒドロキステアリン酸アミド)	8.6	8.6	8.6	—	8.6	8.6	
656	フェニチアジン	4.0	—	0.12	2.0	4.0	0.12	
657	フェノール及びメチルフェノールのうち一又は複数の硫酸エステル塩	—	—	5.0	—	5.0	5.0	・アンモニウム及びナトリウムの塩に限る。 ・フェノール又はメチルフェノールは、エトキシ化 (エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。) 及びスチレン修飾されたものに限る。
658	tert-ブタノール	*	*	*	—	*	*	
659	ブタノールのアルミニウム塩	10	—	10	—	10	10	
660	ブタノールのチタン塩	35	0.050	20	—	35	20	重合体を含む。
661	フタル酸エチルエトキシカルボニルメチル	*	—	—	—	*	—	
662	フタル酸オクチルデシル	—	—	—	30	—	—	
663	フタル酸ジイソブチル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
664	フタル酸ジエチル	*	—	*	*	*	*	
665	フタル酸ジオクチル	30	2.0	30	50	30	30	
666	フタル酸ジシクロヘキシル	50	76	50	20	76	76	
667	フタル酸ジデシル	9.5	—	—	50	9.5	—	デシルは直鎖でないものを含む。 ノニルは直鎖でないものを含む。
668	フタル酸ジノニル	5.0	5.0	5.0	50	5.0	5.0	
669	フタル酸ジヘキシル	—	—	—	30	—	—	
670	フタル酸バルミチルスチアール	—	—	—	3.0	—	—	
671	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	—	—	—	50	—	—	油脂及び脂肪性食品を含有する食品に接触する部分に使用してはならない。ただし、溶出または浸出して食品に混入するおそれのないように加工されている場合は除く。
672	フタル酸ビス (2-ブトキシエチル)	—	—	40	—	40	40	
673	フタル酸ブチルベンジル	6.0	6.0	6.0	33	6.0	6.0	
674	フタル酸ブトキシカルボニルメチルブチル	*	—	—	*	*	—	
675	1, 3-ブタンジオール	—	—	—	*	—	—	
676	1, 4-ブタンジオール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
677	1, 3-ブタンジオール及びメタクリル酸のジエステル	0.30	0.30	0.50	0.30	0.50	0.50	
678	1, 2, 3, 4-ブタンテトラカルボン酸1, 2, 3, 4-テトラキス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン)	—	0.15	—	—	0.15	0.15	
679	ブタン-1, 2, 3, 4-テトラカルボン酸テトラキス (1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジン)	—	0.50	—	—	0.50	0.50	
680	4, 4'-ブチリデンビス (6-tert-ブチル-3-メチルフェニル) 亜リン酸ジトリデシル	1.5	2.0	1.5	0.50	2.0	2.0	

681	4, 4'-ブチリデンビス (2-tert-ブチル-5-メチルフェノール)	0.60	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	
682	4-tert-ブチル安息香酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
683	4-tert-ブチル安息香酸の亜鉛塩	—	—	—	0.50	—	—	
684	ブチル化処理されたビスフェノールA	—	—	—	2.0	—	—	
685	4-tert-ブチルカテコール	1.0	—	—	—	1.0	—	
686	N-ブチル-カルバミン酸3-オード-2-プロピニル	0.30	—	—	—	0.30	—	
687	2-ブチル-2-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルベンジル) マロン酸ビス (1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)	7.5	1.0	1.0	—	7.5	1.0	
688	tert-ブチルヒドロキノン	*	—	*	*	*	*	
689	tert-ブチルヒドロペルオキシド	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
690	N-ブチル-ベンゼンスルホン酸アミド	6.0	—	6.0	—	6.0	6.0	
691	tert-ブチルホスホン酸のカルシウム塩	—	0.15	—	—	0.15	0.15	
692	2-tert-ブチル-6-メチル-4-[(3-[(2, 4, 8, 10-テトラ-tert-ブチルジベンゾ [d, f] [1, 3, 2] ジオキサホスフェピン-6-イル) オキシ] プロピル) フェノール	0.50	0.50	0.50	0.20	0.50	0.50	
693	1, 2-ブトキシル化及びプロポキシル化のうち又は複数の処理がされたシヨ糖	4.0	4.0	4.0	—	4.0	4.0	1, 2-ブチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
694	不飽和脂肪酸及びソルビタンのモノエステル、ジエステル及びトリエステルのうち又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	脂肪酸は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
695	不飽和脂肪酸及び直鎖脂肪族一価アルコールのエステル	30	5.0	30	30	30	30	・脂肪酸は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
696	不飽和脂肪酸及び分枝脂肪族一価アルコールのエステル	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸は炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
697	フマル酸	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
698	フマル酸ジブチル	1.6	1.0	0.50	—	1.6	1.0	重合体を含む。
699	フマル酸ビス (2-エチルヘキシル)	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
700	2-プロパノール及びびラウリルベンゼンスルホン酸のチタン塩	4.0	—	2.5	—	4.0	2.5	
701	2-プロパノールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	0.020	2.0	2.0	
702	N, N'-1, 3-プロパンジイル-ビス (N'-ステアリル-尿素)	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	
703	プロピルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
704	プロピレングリコール単独重合体	*	*	*	*	*	*	ジプロピレングリコール及びトリプロピレングリコールを除く。
705	プロモ酸2-ニトロブチル	—	—	0.0005	—	0.0005	0.0005	
706	2-ブトモ-2-ニトロ-1, 3-プロパンジオール	5.0	5.0	5.0	1.0	5.0	5.0	
707	分子量1000以上の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・遺伝毒性の懸念がある物質並びに通し番号108(2)及び412に該当するものを除く。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
708	分子量1000以上の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・常温常圧で固形状でないものに限る。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号108(2)及び412に該当するものを除く。
709	分子量1000未満の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・遺伝毒性の懸念がある物質並びに通し番号412, 544及び566に該当するものを除く。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
710	分子量1000未満の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
711	ヘキサ (ステアリン酸) ジペンタエリスリチル	0.50	—	—	1.0	0.50	—	
712	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシラザン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
713	ヘキサメチレンジイソシアネート	—	—	—	5.0	—	—	
714	ヘキサメチレンテトラミン	*	*	*	*	*	*	
715	N, N'-ヘキサメチレン-ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アミド]	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
716	ヘキサメチレンビス (12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	3.5	3.5	3.5	2.0	3.5	3.5	
717	ヘキシルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	

718	ヘプタン酸	—	—	—	1.0	—	—	アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
719	ヘプタン酸のリチウム塩	—	—	—	0.60	—	—	
720	N-ベンジル-N, N-ジメチル-アルキルアンモニウムの塩化物	3.0	3.0	10	—	10	10	アルキルの炭素数が8から20までのもの及びそれらの混合物に限る。
721	1, 2-ベンゾイソチアゾロン	1.0	2.0	1.0	0.20	2.0	2.0	ナトリウム塩を含む。
722	4-(2-ベンゾキサゾリル)-4'-(5-メチル-2-ベンゾキサゾリル)スチルベン	0.050	0.030	1.0	0.050	1.0	1.0	
723	ベンゾグアナミン	35	—	0.20	—	35	0.20	
724	1, 2, 3-ベンゾトリアゾール	0.50	0.10	0.50	—	0.50	0.50	
725	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール	10	10	10	5.0	10	10	
726	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)フェノール	3.0	1.0	10	2.0	10	10	
727	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-メチル-6-アルキルフェノール	5.0	—	5.0	5.0	5.0	5.0	アルキルの炭素数が12のものに限る。
728	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-(1-メチル-1-フェニルエチル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
729	ペンタエリスリトール	*	*	*	*	*	*	
730	ペンタエリスリトール及びホスホン酸モノアルキルの環状ジエステル	1.0	—	1.0	—	1.0	1.0	各アルキルの炭素数が13のものに限る。
731	16, 18-ペンタトリアコンタンジオン及び18, 20-ヘプタトリアコンタンジオンのうち一又は複数の物質	—	—	—	0.040	—	—	
732	2, 2, 5, 7, 8-ペンタメチル-6-クロマノール	—	—	0.008	—	0.008	0.008	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
733	ホウ酸及び飽和脂肪酸のグリセリルエステル	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0	2.0	・カルシウム塩を含む。 ・脂肪酸は炭素数が16, 18のもの及びそれらの混合物に限る。
734	飽和脂肪酸及び直鎖脂肪族一価アルコールのエステル	50	5.0	50	40	50	50	・脂肪酸は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
735	飽和脂肪酸及び分枝脂肪族一価アルコールのエステル	30	2.0	30	30	30	30	・脂肪酸は炭素数が12から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
736	飽和脂肪酸の銀塩	0.020	—	—	—	0.020	—	・脂肪酸は炭素数が14, 16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。
737	飽和脂肪酸のコバルト塩	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
738	飽和脂肪酸の銅塩	3.0	—	—	—	3.0	—	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
739	飽和脂肪酸のビスマス塩	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	・脂肪酸は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪酸は直鎖でないものに限る。
740	飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂環式炭化水素を含む。 ・炭素数が2から7までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
741	没食子酸	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	
742	没食子酸アルキル	1.6	0.001	0.001	5.0	1.6	0.001	・アルキルは直鎖のものに限る。 ・各アルキルの炭素数が3, 8及び12のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
743	マルチトール	—	—	—	*	—	—	
744	マレイン酸	3.0	—	3.0	3.0	3.0	3.0	
745	マレイン酸ジアリル	0.50	—	—	—	0.50	—	
746	マレイン酸ジオクチルスズ	1.0	0.10	0.10	5.0	1.0	0.10	エステル処理されたもの及び重合体を含む。
747	マレイン酸ジブチル	5.0	—	—	—	5.0	—	
748	マレイン酸修飾処理された脂肪酸	11	10	10	10	11	10	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪酸である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。
749	マレイン酸修飾処理されたトール油脂肪酸	1.1	1.1	1.1	—	1.1	1.1	
750	マレイン酸ビス(2-エチルヘキシル)	48	—	48	—	48	48	
751	マレイン酸モノエチル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0	
752	無水コハク酸	*	*	*	—	*	*	
753	無水5-(2, 5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0	
754	無水トリメリット酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	
755	無水ピロメリット酸	1.0	1.0	2.0	—	2.0	2.0	

756	無水フタル酸	*	—	*	—	*	*
757	無水3-ヘキサデセニルコハク酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
758	無水マレイン酸	1.0	1.0	1.0	3.0	1.0	1.0
759	無水4-メチル-1, 2-シクロヘキサジカルボン酸	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
760	無水メチルシクロヘキセン-1, 2-ジカルボン酸	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
761	メタクリル酸グリシジル	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
762	メタクリル酸3-(トリメトキシシリル)プロピル	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
763	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル及びビリン酸のエステル	1.0	—	—	—	1.0	—
764	メタノール	*	*	*	*	*	*
765	N-メチル-イソチアゾロン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	塩酸塩を含む。
766	2-メチルオキシラン	*	—	*	—	*	*
767	N-メチル-カルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	0.45	—	0.45	—	0.45	0.45
768	N-メチル-5-クロロイソチアゾロン	5.0	5.0	5.0	0.10	5.0	5.0
769	N-メチル-ジエタノールアミン	—	—	0.030	—	0.030	0.030
770	4-メチル-2-ジオキソソラン	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0
771	N-メチル-タウリン及びヤシ脂肪酸のアミドのナトリウム塩	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
772	メチルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0
773	N-メチル-ピロリドン	*	*	*	*	*	*
774	4-メチルベンゼンスルホン酸	5.0	0.50	0.50	0.50	5.0	0.50
775	2-メチルベンゼンスルホン酸アミド	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
776	4-メチルベンゼンスルホン酸アミド	5.0	—	0.30	—	5.0	0.30
777	メチレンジチオシアネート	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20
778	2, 2'-メチレンビス(4-エチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
779	2, 2'-メチレンビス(6-シクロヘキシル-4-メチルフェノール)	2.0	2.0	2.0	0.010	2.0	2.0
780	2, 2'-メチレンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	0.30	2.0	2.0
781	2, 2'-メチレンビス(4, 6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸の水酸化アルミニウム塩	1.2	1.2	1.2	0.25	1.2	1.2
782	4, 4'-メチレンビス(2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
783	N, N'-メチレンビス(ステアリン酸アミド)	0.050	0.50	0.50	—	0.50	0.50
784	4, 4'-メチレンビス(フェニルカルバミン酸)ジステアリル	—	—	1.2	—	1.2	1.2
785	2, 2'-メチレンビス[6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール]	6.0	0.40	2.0	—	6.0	2.0
786	2, 2'-メチレンビス[6-(1-メチルシクロヘキシル)-4-メチルフェノール]	—	0.20	0.20	5.0	0.20	0.20
787	2, 2'-メチレンビス(4-メチル-6-ニルフェノール)	—	—	2.0	2.0	2.0	2.0
788	2, 2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
789	2-(メトキシカルボニルアミノ)-1H-ベンゾイミダゾール	—	5.0	3.0	3.0	5.0	5.0
790	1-(2-メトキシ-1-メチルエトキシ)-2-プロパノール	0.050	0.050	0.50	—	0.50	0.50
791	3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール	1.0	1.0	5.0	1.0	5.0	5.0
792	メラミン	1.5	0.10	0.010	—	1.5	0.10
793	3-メルカプトプロピオン酸ジオクサリス	—	—	—	2.0	—	—
794	2-メルカプトベンゾイミダゾール	—	—	0.20	—	0.20	0.20
795	2-メルカプトベンゾチアゾールの亜鉛塩	0.20	—	—	—	0.20	—
796	2-メルカプトベンゾチアゾールのナトリウム塩	*	—	—	—	*	—
797	縮寒油脂肪酸及びプロピレングリコールのジエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10
798	モノブチルスズオキシド	0.50	0.050	0.050	0.020	0.50	0.050
799	モルホリン	*	*	*	—	*	*
800	モンタン酸2-ヒドロキシエチル	*	—	*	*	*	*
801	モンタンワックス	*	*	*	*	*	*
802	モンタンワックス脂肪酸	10	5.0	10	5.0	10	10
803	ヤシ油アルキルアミン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
804	ヤシ油脂肪酸のステアリルエステル	—	0.050	0.050	—	0.050	0.050
805	N-ラウリル-グアニジンの塩酸塩	2.0	2.0	2.0	—	2.0	2.0
806	ラウリルベンゼンスルホン酸のイソプロピルアミン塩	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50
807	ラノリン脂肪酸の2-オクチルデシルエステル	8.0	—	1.0	—	8.0	1.0
808	リシノール酸	5.0	2.0	10	3.0	10	10
809	リシノール酸の亜鉛塩	—	—	—	3.0	—	—
810	リシノール酸のグリセリルエステル	—	0.010	10	—	10	10
811	硫酸アルキル	*	*	*	*	*	*
812	硫酸エチルの1-エチル-3-メチルイミダゾリウム塩	—	0.13	0.13	—	0.13	0.13
813	硫酸修飾処理された動植物性油脂	—	0.10	0.10	0.090	0.10	0.10

100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。

塩酸塩を含む。

塩酸塩を含む。

カリウム塩を含む。

重合体を含む。

遺伝毒性の懸念がある物質を除く。  
カルシウム及びナトリウムの塩を含む。

・カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩並びに重合体を含む。  
・材質区分4に使用する場合を除き、酸性食品及び酒類に接触する部分並びに70℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。

・アルキルの炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。  
・アンモニウム、カリウム及びナトリウムの塩を含む。

100℃を超える温度で油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。  
カリウム及びナトリウムの塩を含む。

814	リン酸オレイル	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	カリウム塩を含む。
815	リン酸ジアルキル及びリン酸モノアルキルのうち一又は複数の物質	2.5	2.5	2.5	—	2.5	2.5	・各アルキルの炭素数が8、13及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・材質区分3に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。 ・リン酸ビス(2-エチルヘキシル)に使用する場合を除き、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
816	リン酸ジエチル、リン酸ジブチル、リン酸モノエチル及びリン酸モノブチルのうち一又は複数の物質	—	—	0.50	—	0.50	0.50	
817	リン酸ジステアリル及びリン酸モノステアリルのうち一又は複数の亜鉛塩	1.0	—	—	3.0	1.0	—	
818	リン酸ジフェニル2-エチルヘキシル	*	*	*	*	*	*	
819	リン酸ジフェニルメチルフェニル	—	—	40	—	40	40	
820	リン酸トリエチル	0.50	—	0.050	—	0.50	0.050	
821	リン酸トリス(2-エチルヘキシル)	0.50	—	—	—	0.50	—	
822	リン酸トリフェニル	1.5	0.10	25	—	25	25	
823	リン酸トリブチル	1.0	0.010	0.50	0.010	1.0	0.50	
824	リン酸ビス(4-tert-ブチルフェニル)のナトリウム塩	—	0.50	—	—	0.50	0.50	
825	リン酸2-ネプキシエチル	—	20	20	—	20	20	ナトリウム塩を含む。
826	リン酸モノトリデシルのモルホリン塩	1.0	—	—	—	1.0	—	
827	レシチン	*	*	*	*	*	*	通し番号412に該当するものを除く。

備考

a 材質区分別使用制限欄は、次に定めるとおりとする。

① 「—」は、材質区分別使用制限欄に掲げる量が使用不可であることを示す。

② 「\*」は、表中の物質が、第1表に対応する材質区分欄に示す物質に対して、目的とする特性を発揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する使用量とするものを示す。

b 特記事項欄において特段の定めがある場合は、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の和に係る事項の記載がある場合とする。

c 1つの通し番号において、複数の物質が示され、かつ、示される物質について混合物の制限が無い場合、その通し番号には、示される複数の物質の混合物及び複塩を含む。また、その通し番号において示される複数の物質の混合物又は複塩を使用する場合、材質区分別使用制限はその混合物又は複塩に対して適用する。

府食第 372 号  
令和 5 年 6 月 7 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴

### 食品健康影響評価について（回答）

令和 5 年 4 月 13 日付け厚生労働省発食 0413 第 1 号をもって貴職から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める器具及び容器包装の規格（以下「規格」という。）を改正することについては、以下の 1 から 3 までに掲げる事項を踏まえると、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 本改正は、食品用の器具又は容器包装（以下「器具・容器包装」という。）の合成樹脂の原材料であってこれに含まれる物質のうち現行の規格の施行日（令和 2 年 6 月 1 日）よりも前に国内で使用されている物質（以下「既存物質」という。）について、収載名称の変更及び材質区分の統合等の記載内容の見直しを行うものである。また、既存物質については、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することによる大きな健康被害の報告はないとされている。
2. 改正後の規格に収載される物質については、以下の通りと考えられること。
  - （1）基材及び以下のいずれかの条件に該当する添加剤として使用される物質については、これまでの国内での使用実績から直ちに人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
    - ・ 飲食物の主な成分として摂取されている物質
    - ・ 日本で食品添加物として使用が認可されている物質

- ・欧米で食品添加物として使用が認可されている物質
- ・欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質
- ・分子量 1,000 以上の物質（重合体）

(2) 添加剤のうち、上記(1)の条件に該当しない物質については、1. に該当する物質であり、厚生労働省が実施した当該添加剤の遺伝毒性の判断の考え方とその結果について明らかな懸念はなかったと考えられる。また、厚生労働省が作成したリスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に基づき、本改正後に個別物質の評価依頼が行われることとされている。

3. 現行の基材の規格から削除される使用可能食品区分、最高温度、特記事項については、食品衛生法第 52 条に基づく器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に基づく管理を実施することとされている。

ただし、食品安全委員会としては、今回の規格の改正に当たっては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えるので、今後貴省におかれては、これらを踏まえた食品の安全性の確保に関する措置を講じられたい。

- ① リスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に則って、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施することとし、リスク評価依頼計画を定期的に食品安全委員会に報告すること。
- ② 既存物質を使用して製造される器具・容器包装への当該既存物質の使用制限等適切に設定し、適切なリスク管理措置を講じること。
- ③ 既存物質を使用して製造される器具・容器包装に意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について適切なリスク管理措置を講じること。
- ④ 使用可能食品区分、最高温度、特記事項に係る事業者間の情報伝達といった公衆衛生上必要な措置が適切に行われ、その他国民の健康の保護の観点から消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達されるよう、事業者へ周知徹底すること。
- ⑤ 既存物質について、健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じて速やかにリスク管理措置の見直しを検討すること。
- ⑥ 器具・容器包装のポジティブリスト制度について事業者のみならず国民が正しく理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。